

令和元年12月10日から
令和元年12月11日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和元年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月10日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 平成30年度標茶町一般会計決算認定について	9
認定第2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	9
認定第3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	9
認定第4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	9
認定第5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	9
認定第6号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	9
認定第7号 平成30年度標茶町病院事業会計決算認定について	9
認定第8号 平成30年度標茶町上水道事業会計決算認定について	9
(平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	
議案第59号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
(総務経済委員会報告) …10	
厚生文教委員会所管事務調査報告	11
一般質問	12
鈴木裕美君	12
鴻池智子君	17
渡邊定之君	20
深見迪君	29
本多耕平君	40
類瀬光信君	48
長尾式宮君	53
議案第60号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について	56
議案第61号 標茶町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第62号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	62
延会の宣告	66

第2号(12月11日)

開議の宣告	72
議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について	72
議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第65号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第66号 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第69号 令和元年度標茶町一般会計補正予算	86
議案第70号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	86
議案第71号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	86
議案第72号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	86
議案第73号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	86
議案第74号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	86
議案第75号 令和元年度標茶町病院事業会計補正予算	86
議案第76号 令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算	86
議案第77号 監査委員の選任について	98
議員提案第1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	99
意見書案第17号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書	100
意見書案第18号 日米貿易協定の中止を求める意見書	101
意見書案第19号 地域医療構想に関する意見書	102
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	103
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	103
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	103
日程の追加	103
議案第69号 令和元年度標茶町一般会計補正予算	103
議案第70号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	103
議案第71号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	103
議案第72号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	103
議案第73号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	103

議案第74号	令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	103
議案第75号	令和元年度標茶町病院事業会計補正予算	103
議案第76号	令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算	103
	(議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・ 議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会報告)	
閉議の宣告		104
閉会の宣告		104

令和元年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年12月10日（火曜日） 午前10時01分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1号 平成30年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第 7号 平成30年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 平成30年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 議案第59号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
(総務経済委員会報告)
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第60号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
- 第 9 議案第61号 標茶町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第62号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君 | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君 | 9番 本多耕平君 |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君 | 13番 菊地誠道君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	服部重典君
管理課長	村山裕次君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	多津美悟君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和元年標茶町議会第4回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時01分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

6番・鈴木君、 8番・深見君、 9番・本多君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月11日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

1点目は、東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。

去る11月10日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町にゆかりのある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が22回目の総会となり、会員44名、町並びに町議会をはじめとする関係機関から11名、標茶町にゆかりのある企業からの出席者10名を含む計65名の参加により、相互交流や参加企業のPRも織り交ぜながら盛大に開催されました。

また、10月27日にふるさと応援大使に就任いただいた本町出身の女優「高橋恵子さん」もご家族で出席され、ご本人から挨拶もいただきました。

会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、賑わいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どう係わりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会の開催にあたり、JAしべちや、商工会、森林組合、観光協会及び当日参加の企業、クボタ環境サービス株式会社様、三井E&S環境エンジニアリング株式会社様から抽選会の景品のご提供と、雪印メグミルク株式会社様からは参加者へのお土産のご提供をいただきまして、あらためましてこの場で感謝を申し上げます。

続きまして2点目はタイムライン防災・北海道ネットワーク設立についてであります。

去る、11月5日から6日にかけて開催されました「令和元年度水防災タイムライン・カンファレンス全国大会2019in北海道」で、道内13の市町村長が水防災に対し、トップとしてなすべきことについて円卓会議が行われ、「タイムライン防災・北海道ネットワーク」を設立し、より多くの市町村とともにタイムライン防災に取り組むことを目指すことが合意されました。

このネットワークの設立目的は、北海道内でタイムライン防災に取り組む市町村が、課題や対策を共有することでタイムライン防災の効果を高めていくこととしています。また、タイムライン防災を北海道内のより多くの市町村や地域住民に広げていくことで、水害による犠牲者を出さない、北海道民の防災意識を高め住民みずから命を守る行動ができるようになることを目的とし設立されました。

また、水防災タイムラインサミットにて話し合われた内容を4項目に整理し北海道水防災タイムラインサミット宣言として、13市町村代表の前田滝川市長が宣言文を読み上げました。その宣言内容につきましては、水防災タイムラインを活用し、避難勧告等を自治体トップがみずからの声で住民に伝達すること。地域や個人が取り組むコミュニティタイムラインの普及を目指すこと。水防災タイムラインの効果を発揮するため関係機関との顔の見える関係を築くこと。そして、北海道内にタイムライン防災を広めるため、タイムライン防災・北海道ネットワークを設立することでありました。

標茶町といたしましても、過去の水害の教訓を生かし、防災関係機関との情報交換や連携強化をさらに進め、まさかと思われる災害は必ずやってくるという認識のもと、今後も水防災タイムラインの更なる検討、改善を図っていきたいと考えており、タイムライン防災・北海道ネットワークに加入し、活用することといたしましたのでご報告いたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和元年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、児童生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

本町では、いじめほどの地域、どの学校でも起こり得るという認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

11月に実施いたしました、今年度後期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までにはいやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約25%（98名）、中学生では約3%（6名）でした。

「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「冷やかしか、からかい、悪口」が小中学校ともに最も多く、小学校では「仲間外れ、無視」が続いております。

「いじめはどんなことがあっても絶対に許されないことだと思いますか」の質問では、小学生の約93%、中学生の約93%が「そう思う」と回答し、前回調査に比べ、小学校ではやや下がり、中学校ではやや上がっている結果となっております。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約5%（18名）、中学生が約8%（15名）となっており、前回調査と比べ小学校ではほぼ同様の数値、中学校では減少しております。

中学生については、「学校の先生に相談する」という数値が上がっており、教師と生徒の信頼関係が構築されていることがうかがえる結果となりました。今後も継続的に相談体制の確立とともに、児童生徒の援助希求的態度の育成に努めてまいります。

いじめ相談窓口のカードを知っているという回答が小学校では約88%、中学校では約97%となっており、多様な相談窓口への理解は深まっており、児童生徒のいじめに対する理解や意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人がいやな思いをしたと感じたものは全て取り上げ指導の対象としております。各学校では、全ての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっており、調査結果は全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

また、いじめの問題については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切です。

今年度も12月27日に、町内各小中学校の児童生徒会代表による、いじめ根絶子ども会議を開催し、各学校の取り組みの交流を通して、児童生徒の主体的な活動への意欲をさらに高める機会といたします。

今後も、いじめ根絶に向け、きめ細かな状況把握と丁寧な指導を継続するとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、令和元年度全国学力・学習状況調査の調査結果の状況についてであります。

今年度も全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、小学校においては国語、算数、質問紙調査が、中学校においては国語、数学、英語及び質問紙調査が実施されております。

本町の調査結果の概要につきまして、申し上げます。

小学校では、国語・算数ともに全国平均と同等、中学校では、国語・数学とも全国平均以上となっております。

細かい部分での分析では、小学校調査においては、国語の読解や漢字の読み書き、言葉の理解について大きな成果が見られました。

中学校調査においては、国語の読解や言葉の理解、話したり聞いたりする力を育てることに大きな成果が見られました。また、数学では基本的な計算力、英語では英語を聞く力の育成に大きな成果が見られました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる児童生徒質問紙の調査結果について申し上げます。

本町の子どもたちは自己肯定感の高まりが見られております。

その要因としては、「先生はあなたの良いところを認めてくれている」と感じている小学生が約92%、中学生が約81%となっていることや、また、「先生は、勉強が分かるまで教えてくれる」と答えている小学生が約94%、中学生も約94%となっていることなどが挙げられます。

以上、町内の状況について報告いたしましたが、この調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、本調査の結果で見られた課題については、検証改善サイクルに位置付け、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

なお、12月に実施予定の町独自の学力調査も含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学校では学校改善プランを、町としては学力向上プランを作成し、確かな学力を育むための取り組みを推進してまいります。

3点目は、第47回標茶町駅伝競走大会についてであります。

9月15日、29チームの選手250名の参加により力走が繰り広げられました。町外からも帯広・中標津から計7チームが参加しました。

また、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りを通行止めにさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と観戦する住民が一体となった様子が大会を盛り上げました。

4点目は、標茶町スポーツ表彰についてであります。

令和元年度標茶町スポーツ表彰式を、9月15日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行いました。この表彰は、平成30年度にスポーツ大会等で優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し、表彰するもので、本年度の被表彰者は、3団体6個人であります。

全国、全道大会において優秀な成績を収めたものに対する被表彰者として、第33回北海道中学校バスケットボール新人大会南北決戦大会において優勝されました標茶中学校女子バスケットボール部。

第41回北海道少年柔道優勝大会小学校団体において準優勝されました標茶柔道スポーツ少年団。

第25回横井七之助旗争奪北海道中学校新人柔道団体優勝大会女子団体において第3位となりました標茶柔道スポーツ少年団。

全日本ノービス&ジュニアカップショートトラックスピードスケート選手権において総合準優勝されました虹別中学校1年の加藤礼門くん。

第5回全日本ノービススピードスケート競技会において小学4年女子500メートル、1000メートルともに優勝されました虹別小学校5年の加藤夕李さん。

第13回全国中学生空手道選抜北海道予選大会2年女子個人形において優勝されました標茶中学校3年の渡邊穂乃香さん。

第46回北海道中学校柔道大会男子個人81キロ級において第3位となりました標茶中学校3年の齊藤琉生くん。

第15回北海道小学生学年別柔道大会小学5年女子40キロ超級において第3位となりました標茶小学校6年の矢島優芽さん。

北見練心会杯全道少年少女柔道大会中学1年女子の部において優勝されました標茶中学校2年の河合 恵さん。

今回、受賞された皆さんが、今後もさらに精進されて活躍されることを期待するものです。

5点目は、第38回標茶町少年の主張大会についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただくことを目的に実施しているものであります。

今年度も関係機関、団体の協力を得て11月16日に標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約200名の来場をいただき開催しました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところです。

発表者については、小学生の部が6校7名、中学生の部が4校5名の合わせて12名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、標茶小学校6年の小杉山萌未さん。論題が「地球温暖化を進ませないためには」

中学生の部、最優秀賞には、標茶中学校2年の河合 恵さん。論題が「期待を胸に」が選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の河合さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところです。

6点目は、児童生徒が各種全道・全国大会において、入賞等の好成績を収めましたので、ご報告いたします。

9月1日に、釧路市で開催された、第21回北海道ジュニア陸上競技選手権大会に出場した標茶中学校1年の伊藤蒼永さんが、女子走り幅跳びで第7位の成績を収めました。

9月22日に、東京武道館で開催された第33回マルちゃん杯全日本少年柔道大会小学生の部に、標茶柔道スポーツ少年団の児童が団体戦に出場し、ベスト16の成績を収めました。

10月6日に、新得町で開催された第37回北海道中学校駅伝競走大会に、標茶中学校3年の油谷駿輝くんが釧路選抜チームの代表メンバーとして出場し、第3位の成績を収めました。

10月13日に、本町で開催された第35回全日本空手道連盟糸東会北海道空手選手権大会に、標茶小学校6年の渡邊勝真くんが、個人形の部に出場し、準優勝となりました。

10月20日に、帯広市で開催された第24回北海道ショートトラック大会兼第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会北海道予選会に、虹別小学校5年の加藤夕李さんが、ノービス500メートルと、1000メートルに出場し、2種目とも見事優勝しました。

11月3日から4日に、長野県で開催された第12回全日本ノービス&ジュニアカップショートトラックスピードスケート選手権大会に、虹別小学校5年の加藤夕李さんと、虹別中学校1年の加藤礼門くんが出場し、加藤夕李さんがノービス500メートルで優勝、1000メートルで第3位、1500メートルで優勝し、総合優勝を果たしました。また、加藤礼門くんが500メートルで第4位、1500メートルで第6位、総合第6位の成績を収めました。

文化面での活躍では、北海道牛乳普及協会主催の牛やミルクのある風景絵画コンクールにおいて、標茶中学校2年の寺崎清海さんが金賞、同校2年の井澤蒼来さんが銀賞、同校1年の阿部碧葉さんが入選となりました。

また、神田日勝記念美術館主催の第25回馬の絵作品展において、同校1年の岡村采音さんが入選となりました。

今後さらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました、平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎議案第59号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第59号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 委員会審査報告書。

令和元年第5回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1 事件番号 議案第59号

2 事件名 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

3 審査経過 審査日、令和元年11月15日委員会を開催しております。説明員は副町長、総務課長、総務課長補佐、職員係長

4 審査結果 原案可決すべきものでございます。

報告以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

議案第59号に対する委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案可決されました。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・黒沼君。

○厚生文教委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、特別養護老人ホームやすらぎ園の今後について

出席者及び説明員については記載のとおりでありますので、省略いたします。

調査の過程及び内容につきまして、第2回調査時点、これは11月8日でありましたが、その時のやすらぎ園入園者は、80名でございました。

退職した介護職員の補充ができておらず、現在38名（欠員7名）で業務にあたっているというところでございます。

近隣市町村にユニット型の特別養護老人ホームが開設され、その影響が一定程度あったと報告を受けました。

施設は、築44年経過しており、大規模な改修が必要な状態にございます。施設を建替える場合、ユニット型のみが国庫補助の対象となるということでもあります。

第8期介護保険事業計画(令和3年度から令和5年度)では、現施設に特養として（多床型）50名、ケアハウスとして20名前後、さらに町立病院内に定員19名以内の介護医療院を開設することで、現在の定員である100名程度を収容する構想となっております。

委員会の所見であります。

やすらぎ園では、平成31年度当初より新規入園者を制限しており、調査時点（11月8日）での入園者は80名であります。制限の理由は、退職した介護職員の補充ができないため、昨今の労働力不足が背景にあり、にわかに解消する問題ではありません。施設は、昭和49年の開園以来44年が経過しており、老朽化が著しくなっております。特に暖房設備は全面改修が必要な状況にありますし、給排水設備も不具合が多いなど、介護施設としての基本的な機能に不安がございました。

第8期介護保険事業計画では、高齢者数の推移を見据えつつ、現在の労働力不足解消を図る必要がございます。そのため、現施設に特養として（多床型）50名、ケアハウスとして20名前後、さらに町立病院施設内に定員19名以内の介護医療院を開設することで、現在の定員である100名程度を収容する構想を持ち、駒ヶ丘荘については、施設の老朽化が著しいことから廃止を検討しているとの説明であります。

入居者については、やすらぎ園内のケアハウスと町営住宅に分けて収容されるのが妥当との考えがあるようでございますが、入居者の費用負担増加が問題になると思われ、低家賃の高齢者アパートへの転用など、今後の利用を民間も含めて慎重に議論する必要があります。

町民の多くは、多床型であっても低料金で利用できる施設を切望しており、今後もやすらぎ園に対する期待は大きいものであります。従って、施設は新築ではなく大規模改修が適当であり、施設整備の際、国庫補助の対象となるユニット型ではなく、低料金で利用できる多床型を維持することを大規模改修の基軸にすべきと考えております。そのためには、現施設の状況を正確かつ詳細に把握する必要があり、早急に専門的な調査を実施すべきと考えます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 100名程度収容するという構想を持っているというふうに、結論として書いてあるんですけれども、多床型ケアハウスそれから介護医療院を足しても100名にならないけれども、そこをちょっと説明してもらえますか。

黒沼君。

○厚生文教委員会委員長（黒沼俊幸君） 説明の数字が100名にならないことが指摘されましたが、50名と、現状のやすらぎ園を改修して利用することが50名なのか50数名なのかそこらへんがはっきり説明を受けておりませんので、こういう表現になったということと、駒ヶ丘荘と町立病院の利用がまだ計画策定の段階であるということと、私どもの調査の目的もやすらぎ園の老朽化をどうするかということと、私も第8期の介護計画を初めて伺いまして、そういう構想もあるんだなということと、はっきりと今のご質問の点については的確なお答えはできかねます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告しております2点についてお伺いをいたします。

まず1点目、町立病院の存続についてということですが、9月26日、厚生労働省は、高齢化にあわせて病院の病床削減を目指す地域医療構想が進まないために、再編・統合が必要として、その全国の公立病院等の病院名を公表しました。全国424、うち道内54施設、その中に本町唯一の病院である町立病院が挙げられております。がん等重症患者向け高度急性期の対応や、一般的な手術などの実績が特に少ないことから、町立病院も再編・統合の対象となったというふうに伺っております。

報道によって、町民の多くは、町立病院がなくなるのではないかと不安を感じております。仮に町立病院がなくなると、雇用の場の減少、人口の流出、関連する事業者、取引先等、地域経済に大きな影響を与え、税収の低下にもなり、人口減少にも拍車をかけることとなります。

また、近隣病院への通院には、交通手段の確保や長い通院時間を要することなどの問題も発生いたします。

厚生労働省には、公的病院の運営についての権限はないとしながらも、同省は制度改正や診療報酬の改定などによって病院経営を左右できますし、来年9月までに結論を出すこととなっております。

病院新改革プランでは、現在60床のベッド数を50床とする計画で、10床は介護医療院とする考えを検討されている中、再編・統合は絶対にするべきでなく、町としても反対の立場をはっきりとるべきと考えます。

過日開催された道の説明会での状況や、現在の動向はどのようになっているのかをまずお伺いいたします。

それから、町立病院を存続するために病院の使命や役割を町民にしっかりと示しながら、住民の命を守る最後のとりでとして存続に向けて町民集会や懇談会などを開催し、一緒に町立病院を守るために考えていくことが重要と考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の町立病院の存続についてのお尋ねにお答えいたします。

ご案内のとおり、厚生労働省は9月26日に全国1,455の公立・公的医療機関のうち、診療実績が乏しく、再編・統合の議論が必要な医療機関として424の病院名を公表しました。道内では111病院中54の病院が対象となり、釧路管内では摩周厚生病院、町立厚岸病院などと一緒に標茶町立病院も対象医療機関として公表されました。

お尋ねの説明会の状況や現在の状況についてでございますが、厚労省は今回の公表が配慮に欠くものであったとして、10月23日に地域医療構想に係る意見交換会を札幌で開催しており、その中でデータの公表に関して、がん、血管疾患、脳卒中、周産期医療、研修・派遣機能等の全部で9項目のデータを機械的に分析した結果、特に診療実績の少ない病院として公表したものであり、地域ごとの実情を勘案したものではないとの説明を受けております。

また、厚労省の説明会後の11月7日に釧路圏域地域医療構想調整会議が開かれ、町としても今回の発表が唐突であり、驚きを隠せないことや、新病院改革プランにおいて、今後適当な規模に縮小するために検討を深めていくこととしており、地域の実態を理解していないこと等の意見を表明したところでございます。

2点目の町立病院のあるべき姿についてのお尋ねでございますが、町立病院は町内唯一の医療機関であり、1次救急医療機関として町民の生命を守る大きな使命と役割を担っていることは、議員と考えを一にすることでございます。厚労省の発表では、近傍、近接の医療機関はおおむね救急搬送で20分程度の基準であり、その基準からすると、再編・統合には合致しないものと考えております。

いずれにいたしましても、町立病院の役割や状況につきましては、まず住民代表で構成される町立病院運営委員会や議会の皆様にご説明し、情報を共有していきたいと思っておりますし、町民と一緒に考える機会についても状況を見ながら判断していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ご答弁では状況を見ながらというふうに言われておりますから、ぜひ、本当になくはならない病院でありますし、20分程度の距離であれば統合というふうなこと言われておりました。しかし、20分だろうが、本当に標茶町にとっては病院がなくなることによる悪条件がたくさんあるわけですよ。ですから、町民と一緒に反対運動をしていくべきだというふうに私自身は考えますけれども、もう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 現在の状況については先ほど答弁したとおりでございますので、ただ、国の説明等についても、急速に展開するという部分の状況にはまだ動いておりませんので、関係者と協議を進めながら管内町村、公表されている3つの町村もございまして、全体の地域医療の調整会議も断続的にこれから開かれるだろうというふうに考えておりますので、その中で国に意見が届くように発言をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 厚労省は、絶対撤回をしないと。唐突であったということは認めております。しかし、撤回はしないのだというふうに言っているというふうにも私もこれによって伺っておりますので、ぜひ調整会議のときにも発言をしていただきたいし、町民の皆さんにも一丸となって存続に向けての対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

2点目につきまして、憩の家かや沼の改修に当たってのご質問をいたしますが、かや沼につきましては、6月、9月の定例会においても関連の質問をしております。

多くの町民は、憩の家かや沼について一日も早い再開を望んでおります。

9月定例会における私に質問に対して町長は、茅沼地区周辺環境をもととするその発揮すべき機能や役割など、宿泊施設に係るビジョンを固め、必要な改修をすると答えておりました。

最近、入浴、レストラン、宴会は町民の利用を念頭にし、また、宿泊についてはグレードアップするとの考え方が、そして改修設計、つまり基本設計プランが来年2月ごろには出るとのことを側聞いたしました。町民は、どのような施設になるのかを非常に関心を持っております。町民に対してそのようなご発言がありましたので、町としてのビジョンが示されたというふうには私自身理解しておりますので、現在の状況を町民の皆さんが関心を持っておりますので報告してはと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の憩の家かや沼の改修に当たってのお尋ねにお答えいたします。

9月定例会で議決いただきました設計委託業務につきましては、令和2年3月30日までの工期として発注し、基本計画の策定作業を行っております。

策定に当たっては、釧路湿原国立公園内に唯一存在する温泉宿泊施設であり、茅沼地区、隣接する塘路湖周辺、コッタロ湿原などと連携した位置づけにおける施設の目指す方向性と立地環境を生かし、地元町民、町外の多くの方に愛され、利用いただける施設での再開、また、施設については限られた予算で実施したいと思っておりますので、そのような考え方で現在行っております。

受注した業者からは業務全体の工程が示されておりますが、さきの全員協議会にてお答えをしましたが、町民の皆さんには、成果品として業者から報告を受ける前に、ある程度の内容が詰まった段階で概要を説明できる場を設定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） きちっと設計が固まった段階で町民の皆さんには知らせる機会を設けたいというふうに述べられておりましたけれども、私が聞きました範疇では、特に私は問題になるなと思ったのが宿泊部門について、当然これから改修されるわけですから、今までになかった、例えばお部屋の個室のトイレをつけるとか、あるいは段差を解消するとか、そのようなことは当然考えられますが、どういう意味で町長が述べられたかわかりませんが、宿泊についてはグレードアップをするというふうに述べられたというふうに側聞しましたので、仮にグレードアップというのは、どういう意味なのかなと私自身率直に思いました。

ここで引き合いに出すのはおかしいかもしれませんが、当時のピルカトウロ、あのときにもいろんな議論がありました。しかし、結果として、塘路地区の皆さんとも話した結果だったのですが、高級感を持ったそういうレストランが本町にあってもいいのではないかとということで、

ピルカトウロのレストランができましたよね。そのように私は認識をしておりました。しかし、結果はあのようにになりましたので、仮に宿泊についてお部屋がグレードアップするということが本当に町民なり今まで利用されてきた宿泊者の皆さんにとって、それがどういう意味のグレードアップなのかなというふうに私は疑問に思いましたので、今回はその辺を伺っておきたいなというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員、側聞という言葉が使われておりましたけれども、私どもと、それから委託先のほうでやりとりしている中では、主に先方のほうから、釧路湿原という、北海道、日本だけではなくて、世界的に通用するような自然資源を抱えている中で、広くお客さんを呼び込める、そういう状況にあると。そういった方々をも受け入れられる可能性がある地点ですよというお言葉をいただいております。

その中で、築40年たった現状の部屋の状況では、やはりまずいだろうと。少しきれいにして、今のホテル業界の形、部屋の中の調度品等々を含めて、少しいいものにしていったほうがいいのではないかとということで、主に先方のほうから出てきております。先方のアイデアとして今よりは少し高級感を与えた形でやったほうがいいのではないかと、そういう助言を受けております。それについては私どももベースの部分では異論がないと。どこまで高級にするのかというのは、当然予算もかかわってまいりまして限界があるだろうということで、まずは先方の提案を受けて、その中から判断をしていきたいと考えているところであります。

そういうことで、どの程度のグレードアップかということについては、ちょっとお答えしづらい内容であります。まず、先ほど申し上げたような内容で出てきたものについて検討していきたいというところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 先方のほうから広くお客さんを呼び込めるのではないかとこの言われ方をしましたが、この憩の家を設置目的は町民のためにとということで開設されたというふうに条例でも載っておりますし、私もそのように理解しておりました。それが、言ってみれば、いろんな方々、日本中の方々の利用者があって、特にいろんなマニアの方々の利用が盛んになってきていると。しかしながら、宿泊客の統計上で、果たして、では世界的に広く求められるのであろうかと。先方さんが言われたということですから、そのように言われたということなのですが、果たして本当にそうなのかなと。町民はそこまでを望むのだろうかというふうに、私自身もただただ開設を待ち焦がれていますけれども、高級感なりというのを望んでいるのかどうかというふうに私自身は町民から受けておりませんので、これからきちんとした設計が上がってきますから、そこでまた議論できるというふうに思いますが、町民の憩いの場であるということ、まず忘れないでいただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、開設当初の目的については十分理解しているつもりであります。

そういった中で、40年の歴史を持ちながら町民に愛される施設となり、また、このような状況になっても早くに再開をしてほしいという声があるということで、理解をしているところであります。

それで、今回の改修に当たって、基本的に考えた中では、町民のための憩いの施設、町民のレクリエーション施設とするのだという開設当初の目的はあったのですが、宿泊室について、では町民の方がどれぐらい使っているかという、比率としてはそう大きくはないという分析をしております。

そういう中で、憩の家が、あるいは釧路湿原というものを抱えたゾーンとして、世界中から、日本中から評価をされて、たくさんのお客様が見える。そのことについて町民の方に誇りを持ってもらう、あるいは自慢にしてもらう。機能として町民の方にも十分親しみを持たれて活用願える部分があればいいのではないかと考えてありまして、総体的な中では、そういった町民の方の利用ということも念頭に置いたものをということで、委託先には今お願いをしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 設計が上がってきた段階でまだまだ議論できますので、この辺で終わりたいなというふうに思いますけれども、やっぱり町民が第一だということを考えていただきたいですし、どれだけのお客様を宿泊に呼び込めるかというのはこれからなのですが、一度閉館してしまった、その後の取り戻すためというのは、容易なものではない、数年以上かかるのではないかとこのように私自身も思っておりますので、その辺も含めながら、これから先、議論させていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） 私のほうからは、今回は阿歴内西和地区の防災井戸について伺いたいと思います。

現在、阿歴内西和地区の防災井戸が使用できない状況となっており、不測の事態への対応はされているとのことですが、家畜用の対応については現時点ではいまだ十分ではないと不安視をされております。

各農家が災害時に迅速に対応できるよう、新たな防災井戸の確保が急務であると思っております。このたび、地域の方々とお話する機会があり、家畜の飲み水も含め、1日当たり6トンの水が必要とのことでした。この言われている方の家では、全頭数が100頭の牛がいるとのことでした。それらを踏まえて、以下のことについてお伺いしたいと思います。

防災井戸が廃止になってから約1年たっておりますが、その間の標茶町としての対応を伺いたいと思います。

また、防災井戸を新たに設置するに当たり、それに係る費用及び完成までの日数もできればお伺いしたいと思います。

2つ目は、現在この地域の農家戸数または家畜数及び大体1日に係る必要の水量などをもし把握しているのであれば、それも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の阿歴内西和地区の防災井戸についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘の阿歴内西和の防災井戸は、廃止から約1年を経過しております。その間の対応としまして、まず飲料水につきましては、公民館の避難者収容人数を150名で計画していることから、1人の飲料量として1日当たり3リットルと試算し、公民館に非常用飲料水450リットルをペットボトルで備蓄しております。また、家畜用といたしましては、消火栓、配水池、茶安別地区防災井戸等からのタンク車での輸送対応を想定しているところであります。

防災井戸新設に係る費用のご質問ですが、150メートルの深さまで試削を行うと約1,800万円かかる試算されておりますが、検査の結果、良質となった場合、造成費用としてさらに同程度の費用がかかると試算されております。ただし、阿歴内の他の箇所においては、200メートルから250メートル掘った井戸において水質検査の結果、飲用可能となっているところもあると伺っているところですが、その井戸と同じ程度の深さとなると試削に係る費用もふえることから、場所選定は専門家の意見も踏まえ、慎重に定めなければならないものと考えているところであり、現在まで廃止から1年を経過しましたが、新たな場所の選定には至っていないのが現状であります。

工期につきましては、その時々で状況で変化するものと判断されますが、過去の実績からすると、おおむね2カ月程度の見込みであると想定されております。

次に、阿歴内地区の農家戸数、家畜頭数及び必要水量についてお答えいたします。

農家戸数は乳牛、肉牛合わせて34戸、馬が12戸となっております。家畜頭数につきましては、乳牛につきましては4,283頭、肉牛が650頭、馬が132頭となっております。乳牛と肉牛合わせて1日当たり約267トン、馬で4トンが1日の必要量となっております。

阿歴内地区は導水管の末端ということで復旧が最後になるということから、新たな防災井戸のご意見、ご要望をいただいております。町といたしましても、応急的には他の地域からの輸送で対応したいと考えておりますが、阿歴内地域での防災時の給水体制について検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 現在、町内にも数カ所の防災井戸がありますが、その設置場所を決める場合、今まではどのような方法で決めていたのかもちょっと伺いたと思います。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

防災井戸の場合、深井戸でなければ基本的にはいけないということになっておりまして、阿歴内もそうだったのですけれども、どこでもいいというわけではありません。ある程度、水脈に当たりそうだとするところを専門家、業者さんのほうからご意見等を聞きながら、選定をしながら、最終的には上物も、上屋も必要な場合がありますので、町有地等々設置しやすい場所というものを絞り込んでいきまして庁内のほうで検討していくという、そういうプロセスを経てきているものというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ちょっと質問を間違えました。済みませんでした。

最後になりますけれども、今までであったものがないという地域の方々の不安を取り除くため、また、町内の1次産業を守るということと、それが町の発展にもつながるということで考えますので、地域の方々の納得いくような対応を強く希望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

阿歴内地区に関しましては、昨年の町政懇談会でもこの課題が指摘をされております。

廃止となりました西和の防災井戸については、設置当初からいろいろやりとりをしながらあの場所に決まったという、そういう経過もあるということを経験の方もおっしゃってございました。それらも踏まえまして、やはり場所の選定はこちらのほうで一方向的に決めるのではなく、使う方の声も聞きながら、最終的な検討をしなければいけないというふうに総括をしているところであります。

また、防災井戸、基本的には防災計画上については、人に対する生活水を必要最小限確保するというところにあるのですけれども、本町においては酪農地帯ということで、特に牛はたくさん水を必要とする生き物でありますので、それらについても考慮しなければいけないというふうに思っております。

防災井戸という機能がいいのか、あるいは家畜用の井戸ということがいいのか、その辺について含めまして、先ほど町長の答弁でも地域における給水体制について検討してまいるといって、そういう答弁をさせてもらっておりますけれども、地域とともに検討をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） いろいろ伺わせていただきましたので、本当に皆さんの納得いくような対応をお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、家族農業を守り育てる観点から牛舎等のリフォーム助成制度について質問いたします。

日米貿易協定、日欧強化経済連携協定（日欧EPA）、TPP11など、日本の農業の存在を脅かす協定が次々に結ばれています。政府は、日米貿易協定の農業に与える影響額について最大で1,100億円の減と試算しています。これに基づいて北海道も試算し、生産額は最大371億円減少するとしました。

政府は、国内対策をとるから生産量は減らないと言っていますが、国内対策はまだ決まっていません。11月24日付北海道新聞の社説は、「国内対策が決まっていないにもかかわらず「生産量が減らない」と言い切るのは、楽観的である以上に無責任だ」と指摘していますが、この点について町長の所見を伺います。

政府は、農業競争力強化資金として畜産クラスターなど膨大な予算を投じていますが、これは本町の酪農、畜産業など本町の経済を支えている中小規模の家族経営には及んでいません。本町の酪農家戸数は、平成20年から平成30年の間に83戸が離農または搾乳を中止しています。そのほとんどが80頭以下の経営であります。このように家族農業が衰退し、減少していく実態に対して危機感を持って具体的な施策を講じるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

中小規模の家族経営の支援を重視する立場から、牛舎、畜舎等農業施設へのリフォーム助成制度、無理のない規模から新規就農ができる支援策を講じるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員のお尋ねの家族農業を守り育てる観点から、牛舎等のリフォーム助成制度についてですが、1点目の北海道が先月発表した日米貿易協定による北海道への影響額に対する所見についてのお尋ねですが、ご案内のとおり、生産額の影響試算の算出の前提条件としては、政府が10月18日に公表した「日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）」及び10月29日に政府が公表した「日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）」の品目別参考資料の算出方法」に即して、個別品目ごとに合意内容の最終年における生産額への影響額を算出し積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算しています。

具体的な価格の試算方法は、内外格差、内外価格差、品質格差等の観点から品目ごとに輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分した上で、価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率（関税削減

相当分÷国産品価格)の2分の1の割合で価格が低下すると見込み、試算をしております。また、生産量につきましては、国内対策の効果を考慮し試算しているところです。

そこで、お尋ねの北海道への影響額についての所見ですが、価格の試算方法についてはおおむね妥当であると感じています。生産量については国内消費量が一定であることを前提に考えると、輸入品の消費がふえた分は国産品の消費が減少するものと考えられることから、価格差にまさる消費者の支持を得られる農産品づくりと、輸出向けの生産量がどうなっていくのか、これを担保する対策が見えない中では、国内生産量が減らないと断言はできないと感じております。

次に、2点目の家族農業が衰退、減少していく実態に対し、危機感を持って具体的な対策を講じるべきではとのお尋ねに対しては、ご案内のとおり、本町はもとより国内でも大多数を占めるのは中小・家族経営農業であります。

今般署名された日米貿易協定に加え、TPP11、日EU・EPAの発効後の動向を踏まえ、国内対策として「総合的なTPP等関連政策大綱」の改訂が12月1日に閣議決定され、その対策の一つとして、議員ご指摘の畜産クラスター事業については、中小家族経営にも幅広く活用できるよう要件を緩和しているとのことですので、今後、具体的な内容の情報収集を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の中小企業の家族経営の農業施設のリフォームへの支援策についてですが、中小規模の家族経営が離農する原因の多くは、高齢化や担い手不足などによるものであり、その家族農業を支援するためには、労働力の負担軽減が重要な対策であると考えております。

そのような背景から、家族経営農家が労働負担軽減に資する省力化機械装置を導入する事業として、公益社団法人中央畜産会が実施主体となる酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業がありますが、本事業では、労働負担軽減に資する省力機械装置の導入とあわせて一体的な施設の整備が支援対象となっており、本町でも活用事例がありますので、牛舎等の農業施設のリフォームに本事業の活用をご検討いただければと思っております。

無理のない規模から新規就農ができる支援策ということでは、現在まで本町に入られた新規就農者の方たちは、基本的には就農するタイミングに合致した離農跡地から就農希望者の経営規模、経営スタイルに合った物件を選んでいただき、経営規模や経営ビジョン等について関係機関と協議をしながら経営計画を樹立していき、各種審査等を経て新規就農するという流れであります。基本的には、就農者の希望に沿った無理のない規模であると判断しているところがあります。

また、本町の新規就農者誘致特別措置条例施行規則では、就農時の要件として酪農経営においては乳牛の飼養頭数を育成換算で40頭以上としておりましたが、平成22年3月に頭数要件を撤廃し、さまざまな経営規模から就農できるよう改定しておりますので、現行の事業を活用して就農いただきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

先ほど本町の新規就農者誘致特別措置条例施行規則で就農時の要件の話をさせていただきましたが、飼養頭数、「育成換算」と言いましたが、「生乳換算」でありますので、訂正させていただきます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 1つ目の対策の部分でのお答えですけれども、ある意味では、実際現場で生産活動する農家の現場での評価は本当に根拠がないという声が、各地から、農業団体等から上がっています。

そして、基本的に一番問題だとJAグループや農業会議所などが言っているのは、これまでの酪農、農業に対する政策が、結果的には産業政策と地域政策を両輪として進めていかなければならないと言いながら、結果的には産業政策が中心になって機械化優先、規模拡大優先、そういう生産増を追う農政になってしまっているのではないかと、そういう意味で、JAグループとか農業団体の方々は意見を言って今日に至っているのだというぐあいに思います。

それと、次の農業の規模拡大路線で進んできた中で、中小の農家の皆さんに政策の支援が出されていないということで、先ほど町長の答弁がありましたけれども、昨今の新聞の情報等では規模拡大、「規模の大小を問わない」という大きな見出しが出ていますけれども、その中身がまだ明らかになっていないので、私はあえてこの点についてはちょっと掘り下げた質問を控えたいというぐあいに思うのですけれども、最後の農家に対する支援という部分で、やはり中小の農家の皆さんは、自分たちの経営を継続するのにいろんな制度資金から外れて、牛舎の改修とかそういうものに対する支援がないということで非常に苦慮されて、結果的に離農なり搾乳を中止するという、そういう結果になっているのだというぐあいに考えています。

そういう意味で、標茶のやっぱりそういう産業を支えるという部分でも、本町の施策をJA等と協力してつくり上げていくことが町の発展にもかかわっていく方向につながるのではないかと思いますので、そういう意味ではいかがお考えですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘の部分であります。これまでも議員からは畜産クラスター事業等々について大規模農家偏重だと、そういうご指摘をこの場で受けております。それに対しましては、制度的に、結果的にそういうふうになってしまっているけれども、制度のもともとの部分について言うと、地域協議会がつくられて、その中で決定していく、ただ、最終的に規模拡大等の数値が一つの目標となったという経過の中で現状があるのかなというふうに思っているところであります。

今の議員の再質問、後段の部分、町と農協が協力をしながらというお話がありましたが、これについては標茶町として一環して申し上げているのは、地域で生産される酪農畜産物を確保するためには、例えて言うと、100件の農家でやるよりかは、いろんな事業であっても300件の農家でやったほうがいい、中小を守りながら多様な経営体があることが地域の産業を後ろ支え

する大切な力になるという、そういう立場で話をさせてもらっております。これについては、今現在も変わっていないというふうに考えております。

農業政策につきましては、都度、町、農協、相談しながら、農家さんの声を拾い上げながら、できることはどんなことなのか、そういうものを考えてきたところでもあります。中にはやはりいろいろな障害があって実現しないこともたくさんあるのですけれども、基本的な部分、中小から上まで総体的な経営体をどれだけ残していけるのかということを考えながら、今後においても酪農振興会等の団体の意見あるいは農協さんとの協議も踏まえながら考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 地域の産業という点では本当に、そういう牛舎のリフォーム制度をつくり上げることによって、地域のいろんな建設業とかそういう中小の業者の皆さんにも、ある意味では活力ある政策になるのではないかという思いで質問をいたしました。

次に、新規就農ができる無理のない規模からということで質問したのですけれども、結果的に、今現在、平成29年度までに僕の持っている資料では6戸ぐらい新規就農をされているというぐあいに思うのですけれども、今現在、将来就農を検討されている研修生の数をお知らせ願えれば。

（何事か言う声あり）

（「休憩動議」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き一般質問の続行を認めます。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 僕は今、質問通告の中で、平成20年から30年までの間に83戸が離農したという質問をいたしましたけれども、その後でも10戸近い離農なり搾乳中止する農家が出ている、そういう中で新規就農の数字がどのように補っているのかという点でちょっと質問したかったのですけれども、そういう意味では、本当にこの10年間で100戸近い農家が離農、搾乳中止をしています。こういう現実をやはり、国の政策を待つのも、ある意味では期待するのともわかりますけれども、1戸でも離農者を出さない対策も町独自で検討していく必要があるのではないかと質問して、この質問を終わりたいと思っております。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

離農者を出さない対策をということでもあります。究極、町が考える政策というのは、そこに帰結するということも言えるのかなというふうに思いながら伺っておりました。どんなことができるのかというのはたくさんあるのかもしれないのですが、そこから選択してできることというのは非常に限られてくるのかなというのが、これまでの私自身の感覚でもあります。

また、離農に至る経過というのは、あくまでも経済、経営の問題でありまして、そこに対してどれだけ町が関与できるのかというのは難しい問題があるのかなというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、多様な経営体をできるだけ残していきたいというのが本町の考え方でありますので、繰り返しになりますが、関係機関等々で連携しながら対策を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 具体的な対策案が出てくることを期待したいというぐあいに思います。では、次の質問に移ります。

地域の高齢者が集う場所の環境づくりを進めてはどうかについて質問いたします。

各地域に高齢者の方が集うことのできる文化的サークルや、おしゃべりをして楽しむことのできる場所、環境はどの程度あるのかお聞きいたします。

地域の文化活動で、木工、陶芸等のサークルで仲間づくりをしながら活動している施設の改善はされましたが、昼食をとったり、談話をするなど、小上がり風なくつろげる場所の環境の改善をするべきだと考えますが、いかがですか。

活動に参加したくとも交通の手段がなく参加できないでいる高齢者に対する支援を考えるべきではないですか。このことは、地域の中で孤立することなく生活していくためには、大きな課題であり、ぜひ取り組むべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 1番、渡邊議員の地域の高齢者が集う場所の環境づくりを進めてはどうかについてのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の各地域に高齢者の方が集うことのできる場所、環境はどの程度あるかのお尋ねにつきましては、議員ご承知のとおり、町内6地区に公民館を設置し、文化活動の拠点施設として利用されているとともに、ほかにも勤労者会館、集落改善センター等や、また、コミュニティハウスも加えると40カ所を超える施設であり、それぞれで利用いただいていると認識しております。

2点目の地域文化活動施設の環境の改善をすべきとお尋ねにつきましては、各公民館を通じて日常的に利用団体や地域住民の要望、意見を酌み取るよう心がけております。また、町政懇談会においても、地域要望に応える機会として開催しており、緊急性や優先順位の観点で取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の3点目の活動に参加したくても交通手段のない高齢者に対する支援を行うべきではないかのお尋ねであります。本町における地域交通の運行状況は6路線で、月曜から金曜日まで1日3便から4便の運行体制とスクールバス路線で混乗方式もあわせて実施しております。

議員もご承知のとおり、バスに限らず、あらゆる技術職については慢性的な人手不足あるいは担い手がない状況であることや財政負担などを考えると、地域交通を支える上で、現行路線数及び便数を維持することが最優先の事項であり、個々の住民要望へのきめ細か対応は困難な状況にあります。

また、デマンド方式のバス運行を標茶市街地において試行しておりますが、町内全域に拡大が可能かどうかの検討は、この先の課題であります。

このような状況から、ご指摘の高齢者のひきこもり等の対策支援については、ボランティアや福祉団体などを含めた自助、共助、公助の共助という形で展開していただければと思っております。要望の洗い出しと関係する方々のご意見などを参考に、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 50カ所のそういう高齢者の方々が利用する場所等があるというお答えでしたけれども、基本的には6公民館を一つの核としてそういう施設があるというぐあいのお答えだと思うのですが、私はここで本当に質問の中身として、交通手段の問題ですけれども、町の中では試験的な運行がされていますけれども、そういう意味では、地域の遠隔地においても、そういう意味では、そういう試運転、試験的な運行も考えてみる必要があるのではないかというぐあいに思いますし、かえって遠隔地で生活している、そういう人たちにいろいろな場所に集まっていたいただいて生活改善をしながら、健康を維持していく取り組みのためにも、そういう取り組みを求めたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもあったとおり、地域の課題ということは十分認識しておりますが、誰がどのような手段、方法で行っていくかについては、まだまだ課題が多いなというふうに思っております。引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 具体的に町の中の運行のようなことは、今の段階では考えている想定はないということですね。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今の試行しているデマンドの先ということで理解をするところなのですが、まず市街地でどのような運行をして、そして住民の方々に活用していただけるか、効果としてどうなのかということがまず第一だというふうに思います。それを町内全域に広げたときに、つなぐ距離が大変長くなりますので、効率性がどうなのかということも考慮しなければいけないというふうに思っております。簡単に答えが出せる問題ではないのかなというふうに考えているところであります。検討するというふうに申し上げ、先ほども申し上げましたけれども、手法等々を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 僕は、遠隔地で生活され、集うところに集まる日程とか、そういうのがはっきりしている、そういう点では、逆に試験的な運行みたいなものを試してみる意味はあるのではないかなというぐあいに思いますし、そういう運行に対し協力するような条件も、各虹別のようなところでは運送会社とかそういうバスを受けている業者の方がいるので、そういうところと相談することによって、それが具体化できるのではないかなというぐあいに思うのでありますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

虹別では可能であるというご意見を参考にしながら、全町的にどのような対応をとるべきかということを含めて考えていきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、ぜひそういう条件のあるところでは、可能な追求をしていただきたいというぐあいに思います。

次、3番目の中虹別小旧校舎で毎年開催される展示即売会に物心両面の支援をについて質問いたします。

旧中虹別小学校で毎年11月の第2土曜、第2日曜日の2日間、展示即売会「月の森「冬支度」」が開催されています。ことしも大変なにぎわいでありました。ここには、ことし16店舗が参加し、多彩な手づくりアクセサリー、木工品、日用雑貨、海外の雑貨品などが展示即売され、家族連れなども含め数百人の多くの人たちが訪れていました。このような催しについて町はどのように評価しているのか伺います。

今後このような使われなくなった建物の利活用と町の文化、経済活性化の活動についてどのような考えを持っているのか伺います。

また、このような催しについて物心両面の何らかの支援を考えてはいかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の中虹別小旧校舎で毎年開催される展示即売会に物心両面の支援をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の旧中虹別小学校で開催されている展示即売会「月の森「冬支度」」について町はどのような評価をしているのかについてですが、主催者がみずから企画立案され、目的を持って創意工夫を凝らした内容で開催されているものと推察いたします。町といたしましても、このような催しが引き続き行われることを期待するものでございます。

2点目のこのような建物の利活用と町の文化、経済活性化の活動についてどのような考えを持っているかについてですが、閉校した学校跡地の利用について地域住民の理解を得ながら有効に活用してきているところであり、この旧中虹別小学校についても、地域の意向を反映した貸し付けとなっております。

また、この催しについて物心両面の何らかの支援を考えてはどうかについてですが、1点目でお答えしたとおり、主催者がみずから企画立案され、目的を持って創意工夫を凝らした内容で開催されているものに対し、このような催しが引き続き行われることを期待するものでございます。

物心両面からの支援ということですが、過去には関係者からの情報により広報しべちゃ平成29年1月号、同年12月号の「話題いろいろ」のコーナーでご紹介をさせていただいたこともございます。

物質的な面では、現在ある制度の中で、何か使えるかなどについては、相談があった中で検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） このような催しが自主的な集まりによって開催されているということで、ぜひ、どういう中身、それから、なぜこれだけ中虹別の奥の旧学校跡で盛り上がり大勢の人が訪れるのかということも大いに研究して、標茶の活性化に役立てていただきたいというぐあいに思います。

それと、この建物についてですけれども、使われなくなったら取り壊しの対象になっていると担当の方はいつもお答えになるのですけれども、どんどん年数がたっていくのですけれども、いずれこの建物が貸せなくなる時期も来るといふぐあいに考えておられるのですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

いずれあの建物はどうなるかというようなことだと思うのですが、この建物を貸し付けるに当たって、当初から地元の地域会といろいろ協議をした中で、幾つかの選択肢があったと思うのですが、その中で最終的には、地域会でも借りることはちょっと不可能だということで、最終的には個人の借りる方がいたらそちらのほうに貸していただきたいということで、こちらのほうに返事をいただいたというふうに考えております。当初から、その返事をいただいて、町としては将来的にはこの建物については解体を前提にしているという回答をいたしまして、それでも本人が借りたいというご希望でしたので、その際には、解体をする時点においては、そ

こを出ていただいて、一応貸し付けるのですが、解体するときには貸し付けについては以後行えないという約束をもって、今入っていただいているという状況であります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 確認なのですけれども、そういう意味では、いずれは、時期が来たら解体しなければならないということで、貸し付け等ができなくなることもあるということですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

今、実際に貸し付けております。今3年の契約で貸し付けているのですが、その3年契約の1年ごとに、とりあえず現状を確認して、貸すにたえ得るといえるか、まだまだ使えますという状態であれば、そのまま貸し付けるのですが、例えば住むだとか、あそこで催しをやるとか、そういうのにはちょっと建物が耐えられないという状況になった場合には、貸し付けを中断といえるか、やめていただくようなことになるかと思うのですが、今の状態ではまだ使える状態ですので、その間は一応貸し付けているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、その施設の破損等、施設の寿命等で町のほうからそれに手をかけて修繕したりなんなりするということは考えられないということですね。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

それも、当初借りるときに当たって、覚書のほうで修繕等は一切いたしませんということで、それでも納得して借りるのであればお貸しいたしますということで、それは本人さんと承諾の上で貸し付けております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） わかりました。そういう意味では、こういう催し物が盛大に行われているそういう地域で、何とかそういう場所の維持等々、これから貸し主の方からも要望等が出てくれば、できるだけこの催し物が続くような形で支援をしていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 0時55分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問いたします。

初めに、地域医療構想の問題について質問いたします。

厚生労働省は、9月26日、突然、経済再生・財政健全化の一体的な推進強化の一環として、公立・公的病院の再編・統合などを検討するべきとして、全国424病院を名指しでリスト化し、公表しました。再編・統合の数は全国では北海道が最も多く、54病院がリスト化され、その中に標茶町立病院、町立厚岸病院、JA北海道厚生連摩周厚生病院が対象として挙げられています。これについて、町は、いつどのような形で国からの通知を受けましたのか伺います。

また、公表後の本町を含めて対象となった自治体や病院の動向や、対策会議等について伺います。

この地域医療構想は、端的に言えば、今ある標茶、弟子屈、厚岸の3町の病院を1つにまとめてしまい、国の医療費を少なくしようという構想であると考えます。2025年を目指しているようですが、この件について町長の所見を伺います。

道議会は、既に10月4日、全会一致で「地域医療構想に関する意見書」と「診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書」を可決し、北海道も同じ立場を表明しました。急性期医療を担う標茶町立病院を守ることは、町民の命と健康を守ることであると考えます。改めて町長の決意を伺うとともに、これを許さない具体的な取り組みについて伺います。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 厚労省の地域医療構想は、地域医療の切り捨てであり、反対の取り組みをすべきではないかのお尋ねにお答えします。

厚生労働省の地域医療構想発表の経緯につきましては、6番、鈴木議員のご質問の際にもお答えしたとおり、厚労省は本年9月26日、公立・公的医療機関のうち、診療実績が乏しく再編・統合の議論が必要な医療機関として、釧路管内では摩周厚生病院、町立厚岸病院などと一緒に標茶町立病院が公表されたのは議員ご案内のとおりと存じます。

1点目は、町はいつ国からの通知を受けたのかのお尋ねでございますが、9月26日の前日の25日に北海道を通じて公表内容の通知を受けてございます。

また、その後につきましては、厚労省が10月23日に地域医療構想に関する意見交換会を札幌で開催、11月7日に釧路圏地域医療構想調整会議が開催され、それぞれ情報交換を行ってきたところでございます。また、釧路圏地域医療構想調整会議では、管内3医療機関の設置者として本町も、今回の発表が唐突であり驚きを隠せないことや、新病院改革プランにおいて今後適当な規模に縮小するために検討を進めていくこととしており、また、地域の実態を理解していないこと等について意見を表明してきたところであります。

2点目の地域医療構想についての所見を伺うのですが、今回の発表がデータを機械的に処理したもので、単に医療実績の少ない医療機関として公表したものであります。厚労省の今回の発

表は、地域医療構想の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、急性期病床の削減や近傍、近接で診療内容が似通った病院等の集約を目指す議論の活性化が目的と説明しております。

しかし、1次救急医療としての役割、冬期間の道路状況や近接病院までの搬送時間、外来診療などの状況や地域ごとの実情が勘案されていない中での公表となっております。管内3医療機関は、それぞれの地域で1次救急を担っており、地域住民の生命を守る大きな役割を果たしております。町内唯一の医療機関として町立病院の重要な役割は、今も今後も変わらないものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

3点目のお尋ねでございますが、具体的な取り組みにつきましては、北海道町村会として、10月16日に「地域医療構想に関する緊急要望」を厚生労働省、総務省、道内選出国會議員に実施しています。今後も機会を通じて働きかけを行っていきたいと思います。

いずれにしましても、町立病院は町内唯一の医療機関であり、地域住民の命を守る病院であり続けるため、釧路圏地域医療構想調整会議の中で町立病院の重要性を説明していきたくて考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 先ほど町長答弁された、これは同僚の議員からも質問があつてお答えになっていることなので、くどくどと聞くのはやめますけれども、10月23日の意見交換会のメモ、どういう内容だったのかというのは私持っていますけれども、総じて各地域から、とんでもない話だと、唐突だということで、説明に來た厚生労働省の主査とか課長が冒頭で、突然の公表で不安を与え反省している、批判は真摯に受けとめる、議論を活性化させるもので強制ではないというふうに強調した上で説明をして、いろんな市町村の意見を聞いて、それに対する逐一心配しないでほしいというような説明、答弁しているのですけれども、道新にも浅野事務長や、それから副町長の力強い、とんでもないという発言が載っていましたので、その辺はぜひ頑張っていたきたいと思いますが、しかし問題は、これは安倍首相がじきじきに過剰なベッド数の削減、病院再編を指示すると。冒頭の質問のところにもありましたけれども、経済再生・財政健全化の一体的な推進強化ということで、この側面でこの問題を取り上げているのです。地域医療をどうするかではないのですよ。だから、町長の先ほどの答弁も今も力強いなと思って聞いていたのですが、これはもう本当にどこまで我々が一体となってこれを押し下げるかという、とんでもないエネルギーを使うのではないかというふうに私は思うのですけれども、容易なことではこれを押し下げることはできないなというふうに思っているのです、安倍首相じきじきですから。

それで、その点では、さっき町長がせっかく言ってくださったけれども、その辺での難しさもあると思うので、ぜひこのことについての決意といいますか、絶対曲げないで頑張るとい

決意を聞かせていただければ、この点についての私の質問を終わりたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 状況については深見議員も十分ご承知の上で答弁した内容でございますが、非常に状況としては厳しいというのは、やっぱり国は社会保障費が非常に莫大に年々ふえていっている、それを抑えるためにやっぱりこういう形に恐らく出てきているのだろうなということは十分推察されますし、あわせて交付税の部分についても、さまざまな見直し、地方自治体にとって非常に厳しい内容のものが引き続き提示されてくるのかなという中で、やはり財政的な負担も含めて、どこまで町立病院を今のような形で維持できるかということにかかっているかなと思っていますので、この部分につきましては私ども最善の努力をいたしますが、町民の皆さんのやはり理解が得られないとできないことかなと思っていますので、その辺は議員の皆さんのご協力も得ながら進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 約束どおりこれで終わりたいと思うのですがけれども、ただ、一言だけどうしても言いたいのですがけれども、社会保障費の削減がすごいでしょう、今。削って一体何に使っているのかということは、桜の話は持ち出したいのですがけれども、本当に地域の住民の生活を犠牲にして、医療や健康を犠牲にして一体その金を何に使う気なのかということが、私はそのことも含めてこれから町民が一体となって考えていかなければならないなというふうに思って、次の質問に入ります。

2つ目の質問は、老人性難聴の問題です。

高齢者の難聴、つまり老人性難聴は不便だというだけの問題ではありません。老人性難聴が人間の心身全般の健康、ひいては命にかかわる問題として捉えるべきであります。

カナダでの研究では、難聴であることが後の死亡率の増加につながるという結果を出しています。アメリカにおいて、聴力の低下と脳機能低下やアルツハイマー病発症率の上昇とが関係することを示しています。日本においても、65歳以上の580人に3年間の追跡調査を行い、老人性難聴が鬱の発症率増加につながることを示しています。

このように、聞こえないことで他人とのかかわりを敬遠するようになり、家に引きこもり、日常の活動が低下し、高齢化社会の進む日本において老人性難聴は、国民全体の健康、ひいては医療経済にかかわる重大な問題の一つであると考えます。これは増田正次さんの研究を若干引用しています。町長は、老人性難聴に対するこれらの研究について認識をしているでしょうか。

他に具体的な事例を挙げると、老人性難聴者のお宅に介護ヘルパーが訪問しても、施錠されており、インターホンを鳴らしても窓をどンドンたたいても聞こえないため、訪問を諦めざる

を得ないというような事態もあると聞いています。命にもかかわる事例だと思いますが、このような実態が本町にもあるでしょうか。

このような実態は、少子高齢化時代を迎えて新たな課題であると考えます。身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することが、高齢者の利便性向上や社会参加を推進することになると考えますが、町長の所見を伺います。

また、実態を把握していないのであれば、早急に調査し、実態を把握して町政に生かすべきと考えますが、いかがですか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 老人性難聴者に補聴器の購入助成をののお尋ねにお答えいたします。

老人性難聴につきましては、議員ご案内のとおり、加齢が原因で一般的には50歳を超えると聴覚に関する細胞の減少、老化によって発生するとされております。また、認知症との因果関係につきましても、本年5月に公表されましたWHOの認知症予防のためのガイドラインによると、その中の認知症予防のための12項目のリスク要因の一つとして難聴の管理が挙げられております。

1点目の老人性難聴に対する研究について認識しているかについてのお尋ねでございますが、老人性認知症に係る個々の研究については、また、論文等については直接認識しているわけではございませんが、脳への刺激が認知症予防に効果があるとの研究結果があることは存じ上げております。

また、認知症や介護予防の取り組みとして、認知症カフェを本年6月から開設し、閉じこもりがちな高齢者への対策を図ってきております。

2点目の老人性難聴者の実態についてのお尋ねにつきましては、町内の介護事業所で月に2件ほど訪問時に対応がない事例があったとのことでございます。

介護ヘルパーが訪問先の安否を確認できない場合は、まずはケアマネジャーを通じて連絡をするなど、老人性難聴者を含め、安否確認に最重点を置いて対処いただいております。

3点目の補聴器の購入助成をののお尋ねでございますが、高齢者の難聴は感音性難聴が多いとのことであり、高齢者の難聴は雑音の中では聞き取れないが、静かな環境で集中するとよく会話がするなど、騒音下において聞き取り方が悪化する特性があるとも言われております。

また、老人性難聴に対する補聴器の効果についても、保有者の25%程度が使用を中止するとの研究結果も発表されております。

町内高齢者の実態につきましては、前段申し上げましたとおり、個人差はありますが、加齢により進行するものであり、現時点で調査は考えておりませんが、令和2年度から作業を開始

する第8期介護保険計画の策定に向けたアンケートの設問内容を工夫するなど、実態把握に努めたいと考えております。

購入費助成につきましては、身障者手帳の対象とならない軽・中度難聴児への補聴器購入費の助成と同様に、北海道や他自治体の状況を注視していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 月に2件程度あるというのは、やっぱり重大なこととして見なければならぬと思うのですね。この研究、日本でもこういう研究がかなり活発になったのは東日本大震災以降、このときの難聴者の方々の困難な実態がやっぱり研究を急激に進めたとも言われているのですね。震災のときの難聴者についての町の姿勢はどうかかなんていうことを聞くと、質問していないのではないかとまた言われるので、言いませんけれども、この聴覚障害者というのは、一般的には外見からすると障害に見えないのですよね。これは私自身もいろいろそういう人のおつき合いの中でわかるのですけれども、判断されにくいと。第三者から障害の有無や程度を判別することは、とても難しい。ですから、「見えない障害」という言葉さえついているぐらいなものなのです。私たちの町には、本町には言語聴覚士がいないでしょう。そのことによって、さらにこの難聴者の人たちの、そういう人たちに対する配慮とか気配りとかというのが、行政的にもなかなか困難な状態であるというのが、私は実態だと思うのですよ。

そういう実態の中で、やっぱり難聴者のバリアフリーという観点から私は補聴器の支援ということをおっしゃったのですが、確かに、補聴器の場合は、せっかく購入して、すればいいのだけれども、ふだんは外しているということもあるし、25%という数字はわかります。これはこれからのまさに課題だと思うので、介護保険計画の中でも考えていきたいというふうに思うのですが、今もろもろ私が言ったことについて北海道も含めて他の状況を注視していきたいということをおっしゃいましたが、この注視していきたいということは、老人性難聴者の問題点を十分町長は理解していると。だから、状況としては、これ何とかしなければいけないと。もちろん災害時も含めてですけれども、日常生活とか、それからどんどん障害が進むという研究も出ていますから、そのことを含めて、注視するという言葉の中には、そういう前向きな姿勢もあるのだというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

議員がただいまおっしゃったように、いろんな状況があるということは、現状の中、介護ヘルパーさんの関係の中でも出てきているのは事実だと思いますし、ただ、どういう形で例えば対象者を特定していったらいいのかとか、なかなかまだ見えない部分がございますので、その辺につきまして少し研究させていただきたいということですので、お時間を頂戴したいなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ぜひ、私たちも気がつかない面があるので、積極的に調査していただきたいということを最後に申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問ですが、教職員の「変形労働時間制」の問題であります。

中教審は、1月25日に第121回総会を開き、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申をまとめ、文部科学大臣に提出しました。この中には、「1年単位の変形労働時間制」の導入が盛り込まれています。「1年単位の変形労働時間制」は、教職員の長時間過密労働を一層苛酷なものにすると考えますが、教育長の所見を伺います。

教職員の「1年間の変形労働時間制」は、1年間の単位として、夏、冬休みなどの働く時間を少なくし、平日の働く時間を長くするという内容ですが、これでは平日の長時間過密労働を一層進めることになり、先生方は夜もろくに寝ないで働くような結果となりませんか。

教育長は、このような「働き方改革」をどう考えているのか、十分な教材研究などの時間も含めて、学校はよくなると考えているのか伺います。

この「1年単位の変形労働時間制」を導入するかどうかは、市町村で判断できるようになっていますが、教育現場を悪化させる内容と考え、導入するべきではないと思いますが、いかがですか。

「1年間の変形労働時間制」について現場の教職員はどう考えているか伺います。

また、長時間労働の現状について具体的に伺います。

さらに、どう解消しようとしているか、取り組みを伺います。

以上。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の教職員の「変形労働時間制」は、学校教育を一層困難にするものではないかとのお尋ねにお答えいたします。

1点目のお尋ねですが、議員ご案内のとおり、教職員の勤務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻なことから、持続可能な学校教育の中で教育効果を維持し、向上させるためには、教職員のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務な課題であります。

今回の法改正につきましては、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、変形労働時間制の導入がされるものと理解しておりますが、現時点では国が法的に定める指針が示されておりませんので、今後、指針が示された段階で検討すべき制度と考えております。

2点目のお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、今回の法改正の内容は、1カ月を超え1年以内の期間において平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じて労働時間の配分を認めるもので、文部科学省は、法改正で定める指針におい

ては、残業時間の上限などを示すことで労働時間短縮の実効性を高め、全体の仕事をふやさないと説明しています。

いずれにしても、制度を導入した場合、現場の教職員の負担増とならない制度運用が必要と考えているところです。

3点目のお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、変形労働時間制の導入は都道府県が条例を制定した上で、市町村の判断で導入することが可能となり、対象校や対象者は学校ごとに検討し、市町村教育委員会が規定するというものですが、基本的な考えは1点目、2点目でお答えしたとおりですので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目のお尋ねですが、現時点で制度導入に関し、現場の教職員の考えなどは伺っておりません。また、本町の学校現場における勤務実態につきましては、直近で各学校の管理職に聞き取り調査したところ、これは業務の繁忙などにより固定されたものではありませんが、おおよそ定時退勤者が全体の25%、一、二時間の時間外勤務者が50%、2時間以上の時間外勤務者が25%の結果となっております。

長時間労働の解消につきましては、現在、取り組みを進めております学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づく標茶町働き方改革行動計画に沿って、定時退勤日や部活動休養日、学校閉庁日の設定を初め、金銭管理業務の軽減や調査業務の見直しなどの取り組みを進めているところですが、今後は必要に応じ部活動指導員の配置や勤怠管理システムの導入、さらには今法改正があった変形労働時間制の効果的な活用も検討しながら、教職員の長時間労働をできる限り解消できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 最後に、いろいろ聞いたのだけれども、変形労働時間制の効果的な活用も、この解消について考えていきたいということをおっしゃいました。

私が聞いているのは、1年単位の変形労働時間制でしょう。これは指針が出てから検討すると言っていますが、概要については、今おっしゃったように大体どういうものであるかということはわかっているのです。こういう働き方というのは、学校現場にとって、とりわけ子供を指導するという教職員にとって、よくなるような方向を向いているのか、そうでないのかということの判断がまず1つですね。それから、その上に立って市町村が判断できるというのだから、当面、今出てきた概要の中で、これはとてもではないけれども採用できないねと言っている教育委員会はいっぱいありますから、そういう判断を教育長は今の時点でできないのかどうかということ。

つまり、今、提案されている教職員の変形労働時間制についての評価、これについて教育長はどう思っているのか。今、学校の超過密労働の、これは教材時間、教材研究の時間がなくなるとかなんとかという形で子供に一番影響が行くことですから、そういうこの1年単位の変形

労働時間制の評価、そして、その上に立って、これを採用するのかどうか、そのことを聞いているのですよ、私。指針が出てから検討するなんて言わないで、きょうからちょっとしてみてもらえませんか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

先ほど答弁したとおりですので、まだ指針が細かな部分で出るというふうには理解しております。ただ、国会の議論の中で、大まかな部分でそれぞれ文科省の大臣が答弁している内容での情報での私の部分ですので、現時点でのその制度の内容がはっきりした段階でどのように活用するかというのを検討したいということでお答えしたところであります。

ただ、基本的に変形労働制の評価についてですけれども、現在も1カ月以内の変形労働時間制を導入しているところであります。ただ、今回は1年単位ということですので、その部分の、ロングランになりますので、その活用で長期労働時間の取り扱いになる可能性はあるという、そういうご心配の意見は多々あるというふうには理解しております。

それで、今回の制度の中でどのようにその制度が活用できるかというのは、大前提でいろいろあると思います。ただ、今、私どもが進めています働き方改革は、業務量を減らすという部分と、実際には根本的には人員の増員ということが大きなこれは柱になろうというふうには理解しています。ただ、現状の中で、この部分がなかなか業務量を減らすというのは、学校現場と含めて学校でやるべきもの、あるいは教育委員会でするもの、あるいはほかの部分で委ねるところという、いろんな部分でこれから検討する題材として、今、実際に標茶町が行っているアクション・プランに基づいた行動計画の中で進めようというふうに考えているところであります。

その前提のもとで、この変形労働時間制の部分でどのように導入したらいいかというのは、おのずとして今時点での時間外勤務時間数が減らない限りは、なかなか導入しづらい状況にはなっているというふうに私は理解しています。夏休み、冬休みの時間に時間外が発生しているとなれば、そこに実際には変形労働時間制というのは時間を減らすのではなくて時間を移すだけの話ですので、そこに入る時間がないとなかなか制度的には教職員の負担が減るわけではないので、そういった部分を含めて、教職員の労働時間になるべく負担が減るという形がどういふことがあるのかということを検討するというのが僕は大事だというふうに思って、それは前提には学校現場の実際の先生方の負担がならない形が一番ですので、そこを協議しながら検討したいということを考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 基本的には過密労働の解消にはならないというような点とか、今の問題を解決するには、根本的には人員をふやすということが必要なのだというようなことですね。そういうようなことについて、今の議論で大分距離は狭まったなというふうに思います。

学校現場はすごくさまざまな矛盾があって、もう県ぐるみで閉庁するとやっているところもありますよね、ざっくりと。だけれども、それにも問題があると。今まさに教育長が言ったように、その分は閉庁するけれども、日常の労働過密は全然なくならないところに問題があると。

大体これは、大分昔の話なのですけれども、1971年だから何年前になりますか。このごろ算数がだめになってきて。

(「48年」の声あり)

○8番(深見 迪君) 48年だそうです。給特法が出たときに、教員の残業時間というのは全く手当なしの残業が何ぼでもできるというふうになったのですね、この給特法。当然残業代は発生しないということと、それから学校管理職、学校長が超過勤務を命じない仕組みになっているのですね。学校長は、本当に特別な場合を省いては絶対どんなことがあっても超過勤務を命じないです。だけれども、正直言って一番早く学校から退勤するのは校長ですよ。だから、そういう極めて、できたときから矛盾しているのですよ。だから、できてから数十年、どんどん学校への要求は大きくなってきて、やらなければならないことがどんどんふえてきているのだと思うのです。実務をやっている方はよくわかると思うのですが、このやらなければならない残業、しかも無料の残業を給特法は何て説明しているかといったら、教員が好きでやっていることというふうに規定しているのですよ。そして、これを現在まで進めていると。勤務ではなく、教員が好きでやっていること。だから、過労で倒れても、不幸にも亡くなったとしても、これは大げさに言っているのではなくて、これで亡くなった教員の方は結構いますよね。不幸にして亡くなったとしても、それは自己責任だというような位置づけになっているのです。

ですから、そういう意味では、指針が出てから検討するとおっしゃいましたけれども、さっき教育長がお答えになったように、過密労働の解消という観点、それから人員を増員しなければこれはなくなるという観点、勤務時間数が減らない限りは、これは勤務時間数を移しただけでどうにもならないのだという観点、人間はよく寝だめはできないのだと言われるのと同じように、夏、冬休みにごそっと休んでも、日常の勤務時間がそうであれば、これはもう何にもならないと、解決にならないということを含めて、ぜひ具体的な指針が出てからでも、そういう姿勢を崩さないでやってほしいなというふうに思います。そのときに市町村が本当に現場をよく見た的確な判断ができるように、的確な判断で、判断をしていただけるように、ぜひやっていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長(菊地誠道君) 教育長・島田君。

○教育長(島田哲男君) お答えいたします。

給特法の部分では、議員おっしゃるとおりでありまして、実際にはそれぞれ歴史的経過の部分で昭和46年にこの給特法ができておりますけれども、当時いろんな長時間労働が訴訟問題になってからそういった部分で起こったというふうには理解していますけれども、労働基準法の特例法という部分でありますけれども、そういった意味で、先生方というのは、ある意味、子供たちのためにということで、それを時間に換算できない努力によってこれまでやってきた経

過が、どんどんいろんな部分、歴史的な部分で、これまでの時間的経過の中で、学校で今までやっていた以外の部分が多くなってきているというのが実態かというふうに思います。

そういった意味で、今、先ほど申し上げたとおり、この変形労働時間制の部分については、先ほど言いました前提が、今、働き方改革で教職員の方々の労働時間をどう減らして子供たちに向き合う時間を多くとるかということテーマにしております。そういった部分では、先生方の意見が、現場の意見が大切であって、その意見を尊重しながら私どもは進めたいというふうに思いますので、決してこの変形労働時間制を導入したからいいということではなくて、その中身を現場の中の部分がいかにか負担の軽減になるかということ前提に、いろいろ働き方改革について検討していきたいというふうには思っていますので、この部分は私どもではなくて子供たちのためということの前提がありますので、その部分は柱として進めたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後ですけれども、現場の先生方にもいろいろな声がありまして、ベテランといいますか、ある程度経験のある先生方から見れば、若い人たちがなかなか帰らないのだと。あしたの子供たちの授業のこととか、いろんなこと考えて、あれもやりたいこれもやりたい、なかなか帰らないのだというような声も聞きますし、それから、やっぱり現状では本当に大変な、例えば子供を持たれている先生方とか、家庭を持たれている先生方は結構大変なのだというような話も聞きますので、質問したときに具体的に先生方の生の声を聞いていないというような話をされていましたが、ぜひ調査をしていただきたいと。全員調査になるのか、学テは悉皆調査でやっているわけですから全員の声を聞くのか、本音をぜひ聞いてどうなのだとすることを、実際に現場での厳しい状況も、これはもう想像だけで判断するわけにはいきませんから、ぜひ調査をしていただきたいと、そして先生方の本音も聞き出していきたいと思うのですが、最後にこの点について答えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

学校現場の実態を含めて、いろんな部分でこれまでも私ども校長会を通して、それぞれ学校の実情は違います。その中で、こういった形がいいのかという部分も含めて、校長会を通して全体的に協議をしている。昨年度も学校休業日の設定についても議論いたしましたし、そういった部分では、それぞれの校長先生方が各学校の実態、そして先生方の状況、意見等を含めて、これまで校長先生の意見が学校の意見というふうに理解していますので、そういった部分ではこれからも校長会を通していろんなお話を進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 校長先生方を信頼していないわけではないですけれども、立場が違おうでしょう。さっき私が給特法のところで、校長は口が裂けても超勤を命じることはできないわ

けですから、だから、ほどほどにして帰ってよという程度のことを言って自分は先に帰るわけですから、そういう立場にあるのですよ、先生方と校長は。

だから、校長会を通すのではなくて、現場で働く生の教職員の声をぜひ聞いて調査をしてほしいというふうに、その実態をきちんと調査することなしには、よく見えてこないと部分があると思うのですね。校長先生は、私たちのときもそうでした。早く帰ってくれと言うのですよ。だけれども、あしたのことを考えたらなかなか帰れないという実態もあるわけですよ。ですから、責任なしの好きでやっている残業なのだという形で終わらせるわけですから、そういう意味では、ぜひ現場の先生方の声を生で聞くということが、やっぱり今この変形労働時間制が出てきた段階では必要になってくるのではないですか。多くの教育委員会では結構そういうことをやっているのです、現場の先生の声を聞くと。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

管理職と一般の教職員の方々のいろいろな捉え方が違うという深見議員のお話だというふうに理解しますけれども、それぞれの個人のライフサイクルというか、スタイルというか、そういった部分はいろいろあると思いますけれども、先生方によってもいろいろ違うと思います。ある程度の学校の組織体として、どういう形が一番その学校にとってよろしい働き方の環境になっていくのかという部分はあろうかと思えます。全体的に変形労働時間制の部分を標茶町全部に一斉にやるという話では私ども理解していないのです。多分いろんな部分で、学校単位とかいろいろありますから、ですから、その指針が出た段階でそういう制度の中身を確認しながら、標茶町全体として全ての学校がこのようにするというふうになるとまた変わってきますので、そういった部分も含めて検討しなければならないですし、個々人になるのか、学校単位で変形労働制時間を導入するのか、いろんな形があると思えます。

そういった部分で、先生方の実態とといいますか、そういった部分は今までの、先ほどお答えしました校長先生というか、調査した、雑駁でありますけれども、きめ細かな部分でないですけれども、25%が定時退勤されて50%が2時間以内という、一応そういった調査とといいますか、ヒアリングの中でそういった結果が出ましたので、ただ、これは総体的な話ですけれども、各学校によってはこれもまたばらつきがあります。ほとんど定時退勤に帰っているという学校もあります。2時間はほとんどみんないるというところもあります。そういったいろんな部分がありますので、実際には学校単位の部分でどういう形がその学校にとって一番いいのかという部分はそれぞれ協議しながら、学校長はそれは組織マネジメントの状態だと思えますので、その部分を含めてそれぞれの責任においてヒアリングをしながら、こういった形で働き方改革を進めていくかということは、あつてしかるべきだと思いますので、私どもが全体的なもうちょっと先のほうに指針があった場合についてはあるのかなというふうには考えています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 実態を調査することになかなか、一人一人の意見を聞くということが私は大事だというふうに思うのですけれども、校長会の意見ということで、校長先生がかなり教育委員会の指示に基づいてそういう調査もされているということは、私、否定しないわけですが、でも先生方の生の声を教育委員会が聞くという、労働問題について聞くということは非常に有意義だと思うのです。だから、そのことをぜひ追求してほしいなど、大事にしてほしいなということを要望として言って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） では、私のほうから、通告に沿って2件質問したいと思います。

1点目は、厚岸道立自然公園の国定公園化への本町の対応についてということで町長のお考えをお聞きしたいと、このように思います。

厚岸道立自然公園（厚岸、浜中、釧路町）の国定公園化を目指す期成会（臨時総会）が去る10月25日に開かれたことが翌日10月26日の新聞で報道がありました。3町の団体に加え、オブザーバーとして釧路総合振興局など、多くの関係者が国定公園化を最終決定まで活発に運動していく、さらに振興局長は、自然や文化を体験する「アドベンチャートラベル」の場として、同公園を初めとする釧路管内が有望であることを力説されています。自然を守り環境保全、あわせて観光振興を図る対策、施策は、今日の道東経済には不可欠であります。国定公園を目指している隣接する町として、町長に次の点を伺います。

公園予定地に本町は入っていないのか。

上流域における産業振興に影響はないか。

本町の観光振興との接点をどのように考えるか。

狩猟、有害駆除事業への影響はないか。

以上について伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の厚岸道立自然公園の国定公園化への本町の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。国定公園の区域に含まれる予定地域に、別寒辺牛湿原の上流部、保護が必要な区域として本町の下茶安別地域の一部が含まれております。

2点目のお尋ねであります。現計画では農林業活動について努めて調整を図る必要がある第2種特別地域と、既に人的影響を受けている地域や農林業経営の場として利用されている区域の第3種特別地域が指定される予定であります。第2種特別地域は行為の規模により規制があり、第3種特別地域は農林業活動以外の行為の規模等に制限があるということであります。通常の農林業活動については、許可を要しない場合が多く、許可が必要な行為であっても許可

基準を満たせば許可されるので、現状の利用状況では農林業への影響はないものと判断しております。

3点目のお尋ねであります。本町内の国定公園区域予定地区は別寒辺牛湿原の上流部、保護を目的としており、直接の利用による観光振興ということでは結びつくとは思っておりません。

しかし、議員ご指摘のとおり、釧路管内の自然豊かな環境が有望な「アドベンチャートラベル」の場として脚光を浴びる可能性があり、厚岸道立自然公園が国定公園に指定されれば、本町は、国立公園2つ、そして国定公園、合わせて自然公園を3つ擁する町となり、将来的には釧路管内の連携につながり、観光振興の可能性があるのでないかと考えております。

4点目のお尋ねであります。別寒辺牛川とチャンベツ川の流域については、第2種特別地域となる予定ですが、現在、国指定の鳥獣保護区で猟友禁止区域となっておりますので、国定公園となっても変わりはありません。

また、両河川の間区域については、新たに第3種特別地域となる予定で狩猟の規制が課せられますが、その区域の多くは湿地帯となっており、北海道猟友会標茶支部に聞き取りをした中では、その区域での現状、猟友をしていないとのことですので、影響はないものと判断しております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 私も、なるべく通告に沿った形で再質問をしていきたいと思うのですが、実は、町長の今のご答弁の中で、本町がその領域に入っていますよということを今お答えになりました。

実は、ここの道立公園から国定公園化するという原案の図面が、平成元年5月20日に出されております。先ほど町長が答弁ありましたように、かなり別寒辺牛台のほうへの拡大があるようですが、その目的は何であったのか。

さらに、この線引きのあれは、領域の決め方ですけども、それは分水嶺から引っ張ったものなのか、それとも町境界でいったのか、どんな理由でもってこの道立公園を国定化するために本町のほうの地域に入ってきたのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

まず、1点目の平成元年5月20日の図面の関係の部分でございますが、厚岸道立公園の自然国立公園化の動きにつきましては、昭和59年に厚岸道立自然公園国定公園化促進期成会ということで、厚岸町、浜中町、釧路町が期成会を設置し、動きが始まったところでございます。

その中で、平成元年の図面については、道立自然公園をメインにして国定公園化を目指するという図面だと思われそうですが、国定公園化に向けては、道立厚岸自然公園だけでは採択基準に合致していかないため、その上流部の別寒辺牛川湿原を加えて国定公園化を目指すという動き

になってきまして、そういう状況を踏まえて平成17年に、当時釧路市長が主催となって、別寒辺牛湿原は本町の一部も含まれておりますので、行政機関としては先ほどの3町に我が町も加えて、さらに当時の北海道と教育局も踏まえた、そういう機関で構成されて協議会が設置されております。そして、そういう形で現在の公園予定の区域は拡大しているというような状況でございます。

失礼いたしました。図面については令和元年の図面でというところで、それでエリアが拡大してきたというような状況でございます。

（「議長、まだ説明不足があるのですが、領域をどのようにして決めたのか、分水嶺で決めたのか、どういう目的でもって線引きをしたのか、それもちよっと」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えします。

失礼いたしました。現在の区域は、別寒辺牛湿原のエリアを区域とするということですので、その区域に、あとは農業等の影響がないような形で2種、3種というような形で区域を決めてきたというような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 繰り返し質問いたしますけれども、本町の土地が入っているということですね。それ、別寒辺牛ではなくて、その流域の平野川の地域ではないですか。あくまでも別寒辺牛川の上流の支川で言えば平野川の一部ではないですか、標茶の地域が入っているところは。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたしたいと思います。

公園化に向けての考え方としましては、別寒辺牛湿原という考え方での区域設定ということで、その別寒辺牛川の支流の平野川も含めた土地が区域に入ってくる予定となっております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 私は、この公園化がぜひということではなくて、本町とどういにかかわりを持つのだということをお聞きしているので、誤解のないようにお聞きしていただきたいと思うのですが、民有地ですか、町有地ですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 今回、公園区域に入る予定の土地につきましては、民有地、それから河川敷地、国有林の一部も入っております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） そこでお聞きしたいのですが、この10月25日に、いわゆる目指す期成会の臨時総会が開かれていると。厚岸、浜中、釧路町というふうに新聞報道ありました。私はこの新聞報道を信じるわけでありませけれども、これにもし予定されている本町の土地が入っ

ているとすれば、何でこの公園化の中に標茶が入らない、蚊帳の外にいるのですか。お聞きしたいと思いますが。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

この公園化に向けては、先ほどお答えしましたが、本町も含めた協議会という形で北海道は申請をしようとしておりまして、あくまでも公園化の申請は北海道がするというので、協議会はその町も含めた協議会があります。

新聞報道にありました3町の期成会につきましては、先ほど昭和59年に設置された期成会がまだ活動しておりまして、その3町の期成会としての決定というような形での動きでございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 動きはいいのですが、かなりこれはもう振興局も、中心ということではないですけれども、後ろ盾になってかなり公園化というものは現実味を帯びてきていると思うのですが、そこで、この地図の中にといいますか、予定地の中に民有地も含めて入っているとすれば、当然地権者、さらには地域会も含めて、厚岸の公園化に対することについては説明会なり、あるいはまた同意を得るとか、何らかのやっぱり蚊帳の外に置かれない方法はとらないのですか。本町としては、これでいいのですか。私は、やはり地権者に前もって、こういうことがあります、あるいは図面を開きながらこういうことになります、さらには、どういう方向がいいでしょうとか、いろんなやっぱり地域住民とのコンセンサスが必要だと思うのですが、町としてはそういうことは全く考えなくていいのですか。道が決めるのであればご勝手にということでもいいのでしょうか、嫌な言い方ですけども。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時01分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

今後の公園化に向けての手續の関係は、総合振興局が事務局を持っていますので、その連絡協議会で進めることになるのですけれども、現在、公園化に向けての資料づくりの委託作業中でございます。3月までに全体の概要が固まりますので、その後、各市町村に協議という形で入る予定になってございますので、明けて4月以降、地域にも説明に入れるような形で振興局には伝えてありますので、明けてから改めて地元への説明会を開催していきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） それと、万が一といいますか、これが公園化になった場合、その規制の中で2種という規制枠ということで考えれば、先ほど2種というお答えを聞きました。その中では地域産業にとっては影響ないよという多分ご答弁だったと思うのですが、そこで、皆さん方記憶に新しい、まだこの間の話で申しわけないのですが、実は茶安別の畑作農業開発事業、いわゆる国営事業が完了して約30年ちょっとたつかな。当然、国営事業の河川あるいは湿地明渠については町が維持管理というのはなっていると思うのです。これからの将来のことですけれども、湿地改良をやっているわけですから、当然明渠ですとか暗渠ですとか河川のいわゆる修理とか、いろんな事業がまた出てくるかなと思うのですけれども、果たしてそのときに、いわゆる下流域の問題です。皆さん記憶にあると思いますが、先般、加工場の問題がございました。下流域における地域の反対によって、これが頓挫した。頓挫と言ったらあれですけれども、凍結されている。これは私に言わせれば科学的根拠何もない中での反対の中で押し切られたということで、加工場がふいになりました。

私が心配することは、今、2種の中で上流域における産業開発に問題がないというふうにも町長は言い切りましたけれども、果たして、今、町長の問題ありませんよというより、2種の規制、私、非常にこれは心配しているのですが、実は、ぜひこういう問題をこれからの、例えば期成会であるとか、あるいはそういう会議の中でできることであれば、上流域の産業開発という問題については十分議論していただきたい。後になってから、また一団体の反対でこれができないとかできるとかということになっては、私大変だと思いますので、そんなことも含めて、いち早く私は本町がこの問題、公園化の問題については触れていただきたい、考えていただきたい。住民も含めて、ぜひ議論をする場を設けていただきたい、このように思います。

さらに先ほど、標茶が流域に入っても、狩猟、有害駆除事業には関係ありませんというお話でありましたけれども、今、休憩中にちょっと支部長がいらっしゃいますのでお話ししましたけれども、ここは、ご案内のように、いわゆる鹿、熊の出没の非常に多いところですよ。これはハンターがいつでも入っています。2種というものは狩猟はできるのかできないのか、改めてお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

2種の規制の部分ですけれども、狩猟については行えない状況でございます。ただ、有害駆除につきましては、基本的には被害があったときに申請を行うことによって可能ということになっています。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 再度お聞きいたします。

有害の場合、申請があった場合ですか。例えば今の本町の鹿の有害であれば、本町、申請によってする場合がありますし、ハンターみずからが歩いて駆除する場合もあるのですけれども、今の課長のご答弁では、申請がなかったら有害駆除には入れないということですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 鳥獣保護区での有害駆除の部分につきましては、定められた許可の процедуруを行うことによって可能になるということでございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） それともう一点。今の狩猟と関係あるかもしれないのですが、茶安別地域には非常にそういうような狩猟に関して環境庁ですとか狩猟禁止区域が、特に湿地帯がございます。下茶安別にも2004年9月に財団法人の日本野鳥の会、渡邊野鳥保護区というのがあるのはご存じかと思うのですけれども、そのエリアは全く今回の公園化の問題にはかかっていませんか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今回、2種の一部に日本野鳥の会の土地がございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） この公園化の問題についてはまだ検討中でありますから、私も十分理解しない点もあるわけですが、現実に公園化を進めるという方向に進んでいることは確かだと思っております。したがって、私、前段で申し上げましたように、いわゆる環境を守り、地域を守るというようなことから考えれば、これはぜひ成功させなければならないのかなと思っておりますけれども、そんな中で、いわゆる当事者でありますやっぱり地権者も含めて、先ほども申しましたけれども、早くその対策を練るとか、あるいは行政としての観光等も含めて、厚岸の公園化になった場合は本町のこの釧路湿原との観光も含めて、やっぱり観光としての一歩にした施策をいち早くつくり上げることを私はまず今段階では望んで、この問題については質問を終わりたいと思います。

2点目でございますけれども、バイオマス産業都市の進捗状況を問うということで、お聞きをしたいと思っております。

平成28年10月5日、バイオマス産業都市の認定を受けました。さきの議会において計画案が提示されました。以来、私を初め同僚議員が再三質問しておりますが、その内容は全く先の見えない答弁であります。

具体的に申すならば、計画では10年間で、ここで私「5カ所」と書いてありますが、調べたら4カ所だということなので、申しわけありません。「4カ所」に訂正をお願いしたいと思います。

4カ所のプラントを設立する。売電が不可能なプラントについては、発熱を利用した新たな産業を起業する。家畜排せつ物を利用することによって環境問題に取り組むなどなどが盛り込

まれています。地域経済振興策上でも大きなプロジェクトと考え、改めて計画の進捗状況を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） バイオマス産業計画の進捗状況を問うのお尋ねにお答えいたします。

過去の経過につきましては、これまで一般質問等でお答えしたとおりでございますので、最近の状況等についてお答えしたいと思います。

平成29年度は、標茶町エコヴィレッジ推進協議会が中心となり、バイオマスの利活用方法の検討会、勉強会、先進地への視察研修を実施し、研修で得たものをフィードバックし、地域の声を聞くため、構想の中でプラントの建設地区としている磯分内、虹別、中御卒別、阿歴内の4地域において事業説明会を実施し、全農家を対象としたバイオガスプラントに係るアンケートを実施しました。平成30年度は、北海道が実施するバイオマス由来水素の活用可能性調査に応募しており、対象地区は説明会のときに関心を寄せた阿歴内地区を選定し、水素利活用に係る説明会を阿歴内地区4法人に実施しております。北海道による1次、2次のアンケート調査及びヒアリングを受け、令和元年度から国が水素社会に向けた実現可能性調査をすることから、その調査該当となるか結果を待っているところであります。

また、FIT制度の代替案として、生産したバイオガスを町内の工場へ提供できないかを検討するため、バイオガスプラント整備・利活用調査を実施し、調査結果に基づき、磯分内周辺の農家を対象に個別ヒアリングを実施しております。ヒアリング結果につきましては、現在集計中であり、今後、関心をいただいた農家を対象に説明会を開催する予定であります。

地区別に申し上げますと、阿歴内地区においては、国の実現可能性調査のモデル実証地となるか選考結果を待っている状況ですので、選考された場合はプラント建設に向けた具体的な検討を行ってまいります。

磯分内地区におきましては、結果説明を行った農家のプラント建設への参加の有無等の確認や、バイオガスの供給先の補助金等の検討を行います。

虹別地区につきましては、キャンプ場やホテル利用客に配慮した家畜排せつ物の適正処理について地域で関心を持っているため、事業説明を再度行いながら、地域住民からの具体的な要望等を確認してまいりたいと考えております。

最後に、中御卒別地区につきましては、TACS（タックス）地区別に併設したプラント建設を目指し、協議を進めるとともに、生産されたバイオガスの自家消費のほか、北電が公表とした電源接続案件募集プロセスへの応募を含めた検討を行うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 今、町長から4地区の進捗状況を伺いました。

私の記憶がもし違っていけば訂正願いたいのですが、当初の計画では5年以内に御卒別地区にプラントをつくりたいと。ただ、F I Tできないので、あそこは発熱を利用したハウス栽培等々も考えていきたいというような町の計画だったと思うのですが、いずれにいたしましても、時代の変化とともに、あるいはまた北電の対応等々で、この事業内容が多少変わらざるを得ないのかということも私も理解しておりますけれども、ことしの予算、多分150万円ぐらいでしたね、産業都市構想への予算として。これは、どのような使い方をしているのか。先ほどの磯分内地区へのバイオガスの関係でのことも、今、調査しているという話ですが、どんな調査に着手をして、いち早い計画をどこへ持っていくつもりなのか。順序で言えば阿歴内なのか磯分内なのかというようないろんな、虹別なのかというようなことがありますけれども、今、調査の段階では10年以内という計画でしたので、それをまずできるのか。であれば、どういう手法といいますか、方法でもってプラント、4地区なりを考えているのか、お聞きしたいと思います。

あわせて、その150万円の動きも、予算委員会ではないですが、どのような配慮をしながらやっているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、予算の150万円の部分からお答えさせていただきたいと思いますが、今、バイオマスの部分につきましては、町と農協と、あと関係機関が組織しています標茶町エコヴィレッジ推進協議会というところで主体としてやっておりまして、その助成金として150万円支出しております。それで、一応そのエコヴィレッジ推進協議会ですが、今年度につきましては、調査研究事業だとか、家畜排せつ物由来水素の地域活用に係る取り組みの検討等を行っている状況でございます。

次に、施設の設置の部分につきましては、今まだ家畜ふん尿等を出す農家さんだとかの具体的な集約がされていない状況でございますので、その辺の収集の距離だとかを検討した上で、それぞれの地域で場所のほうを設定していきたいというふうに考えております。

計画の10年以内の実現が可能かどうかというところでございますが、まず阿歴内の部分につきましては、今、要望をしている状況でございますが、まだ採択がされていない状況でございます。採択をされたら、その後、国のほうで、またスケジュール等が示されてくるような形にはなるのですが、現在のところ、非常に国のほうで方向性が二転三転しているということで、採択がおくれているというような状況でございますので、10年以内というようなことなのではございますけれども、採択がされれば、スケジュール的には可能ではないのかなと思うのですが、まずは事業の実施の部分で採択されてからというふうに考えております。

それと、磯分内の部分でございますけれども、今、バイオガスの利用方法ということで、幾つかの方針というのを決めているような状況でございますが、ガスを使った設備というのがまだまだ確立されていないというような状況でございますので、現在、北海道のほうで、札幌の

ほうでやっているガス会社さんに協力をいただきながら、今そういった検討等を進めているような状況でございます。こちらのほう、もし設置とか協力をいただけるような農家さんがあれば、スケジュール的には、計画としては10年以内には設置は可能かなというふうには思っております。

あと、ほかの地域の部分につきましては、御卒別の部分につきましては、今、検討しているような状況でございますので、一番重要な部分が売電でございます。そちらのほうは、北電の電源接続案件というような部分も考慮してございますので、そちらの部分につきましては、今、北電のほうで示されているのが、道東の地域ですと2通りございまして、1つ目が送電線を増強するという工事で、15年ほどかかる予定でございます。そして、もう一つが特殊な変電設備を入れるというようなことで、それは5年ぐらいかかるような事業でございますので、そちらのほうの事業によっては10年ではおさまらないというようなことになるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 今、課長のほうから詳しくこれからの進むべき方向性が示されました。

私も、先般、農協へ行っていろいろお話を聞きました。エコヴィレッジの中で農協と行政の中で、お金を出しながら、いろんな調査研究をしている。さらにはまた、磯分内地区の、今ここでは申しませんが、特定なところとの、いわゆるメタンガスの関係をコンサルタント会社のほうへ調査してもらってというお話をお聞きいたしました。

ぜひ、課長、これは本町にとって、プロジェクトというよりも、大きな事業になってくと思うのです、事業査定がどうなるかは別にいたしまして。どこかの町か村のように、認可の前に着工してしまって、できたはいいけれども、認可できないから、とんでもない施設が遊んでいるなんていうことのないように十分考慮しながらとは言いながら、やっぱり時代がどんどん変わっていきますので、できる限り、1次産業としてのやっぱり果たす役割も行政にとっては大事でございますので、今4つのプラントの目標を掲げましたので、地域住民との、十分農家との接点を大事にしながら、ぜひこの事業をスピーディーに進めていただきたいということをお話しいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。長くなりました。ごめんなさい。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、本多君の一般質問を終わります。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 事前の通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私からは、町有林の適正な管理と放置資源の有効活用についてということで、これまで町有林から発生する間伐材については、林外への搬出経費とそれ自体の価値が見合わないとして、林内に放置されてきました。また、伐期を過ぎた町有林では、台風などによって年々風倒木がふえています。

しかし、町有林は大切な町の財産であり、適切な管理によってその価値を保全し、有効活用を図るべきと考え、次の3点について伺います。

1つ目は、風倒木、間伐材の林内放置を改め、適正な維持管理によって町有林の保全と付加価値の向上を図るべきではないか。

それからもう一点、風倒木、間伐材を家畜敷料として供給し、酪農におけるコストの削減に取り組む考えはないか。

3つ目、風倒木処理後の補植樹種として、ネズミの食害に強いクリーンラーチを採用し、将来的に標茶町のブランド木材としてはどうか。

以上、3点でございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議員お尋ねの町有林の適正な管理と放置資源の有効活用についての1点目の風倒木、間伐材の林内放置を改め、適正な維持管理によって町有林の保全と付加価値の向上を図るべきではないかについてですが、現状の町有林内の風倒木の多くは、点在している状況であります。また、町有林の間伐については、素材を生産する際には、枝条や追い上げ材など、いわゆる丸太にならない部分が林地残材となっております。また、除伐によっては直径の細い木を伐採することから、林内に残置しているのが現状であります。このように、林地残材や風倒木など森林資源を林内に放置するのは、集材として販売することで得られる収益よりもコストのかかるほうが大きく、加えて林分のその後の成長ぐあいにそう大きな悪影響はないとされているからと言われております。

風倒木被害は、適正な維持管理によって軽減できるものですので、風倒木の被害軽減と林業経営の収益性を考慮しながら、本町に合った町有林の保全を今後も引き続き調査研究していきたいと考えております。

2点目の風倒木、間伐材を家畜敷料として供給し、酪農におけるコスト軽減に取り組む考えはないかのお尋ねについては、1つ目の答弁と重複いたしますが、集荷コストを考慮すると、森林資源の有効活用に至っていないという現状であるため、コストを低く抑え、かつ安定的に供給させる課題を解決する必要がありますので、作業効率の高い施業の方法や搬出コストを抑えるための集荷方法等を関係機関と検討していきたいと考えております。

この問題につきましては、町外からも相当数量のおが粉が入ってきていると聞いておりますので、本町の豊富な森林資源を活用し、林業と農業のウイン・ウインの関係が築けるか、関係者と協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の風倒木処理後の補植樹種として、ネズミの食害に強いクリーンラーチを採用し、将来的に標茶町のブランド材としてはどうかのお尋ねですが、クリーンラーチについてはグイマツ雑種F1の特定品種で、成長が早く、野ネズミや気象害などの諸被害に対する抵抗性が高いこと、また、素材としての強度も高く、さらに二酸化炭素の吸収率がアカエゾマツや

トドマツの2倍ということから、このクリーンラーチを植樹することにより、地球温暖化防止の期待が高まっております。

クリーンラーチの苗木生産につきましては、2006年から始まっており、現在は全道で16の種苗業者により生産されており、町内の1業者も生産をしております。しかし、品種開発されてから日が浅いため、クリーンラーチの種がまだ十分に採取できないことから、まず種から苗にし、その苗から挿し穂を切り取って挿し木にして苗木を7から10倍にふやして生産しているため、まだ安定した供給量を確保するには時間を要する状況でございます。

現在は、苗木の需給に対し供給量が追いついていないため、カラマツやトドマツを初めとする山林種苗は直接事業者から購入できる仕組みであります。クリーンラーチは北海道山林種苗協同組合に購入希望量を申し込み、申込量に対し配分されるという仕組みでございます。本町森林組合においても毎年申し込みをしておりますが、数が限られているため、私有林を優先し、さらに野ネズミ被害、食害の可能性の高い山に割り当てている状況であることをご理解いただきたいと思います。

そこで、ブランド化とのご提案ですが、町内種苗業者の努力が実り安定供給が可能になり、その上で町内産苗木が直接購入できる条件が整ったときにはクリーンラーチ材の産地として位置づけられる可能性が高まるものと考えており、今後、研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、風倒木、間伐材の林内放置の件について。

間伐材については材になるものは利用していると。そうならないものについて林内に置いているのだと。風倒木については、点在しているから悪影響がないのだというお答えだったと思うのですが、平成27年から28年にかけてオホーツク管内と十勝管内で約2,000ヘクタールがカラマツヤツバキクイムシの被害を受けて枯死しています。これ、標茶町の場合に置きかえますと、標茶町で同様の被害が発生した場合、直営林の約6割が被害を受けることになります。このカラマツヤツバキクイムシの繁殖床というのは、新鮮な樹木です。倒れた樹木なのです。そうすると、風倒木というのは、まさに格好の餌になる、繁殖床になるということで、恐らくこのオホーツク、十勝での大発生、それから大きな被害の原因も、たび重なる台風とかによる風倒木、それらが繁殖床となって大発生したのではないかという、そういった見立てもございません。

それから、間伐材について材になるものは持ち出しているということに答弁いただいたのですけれども、直径で8センチに満たないものに関しては、例えばそういう害虫の繁殖には適さないので特に問題はないです。

それから枝についても、そういう意味では問題がないとされていますが、8センチを超えるようなものに関しては、やはりそういう繁殖の温床になると、繁殖床になるというふうに言われています。

確かに、搬出する費用、家畜用敷料として使うとしても、そういったものの搬出の費用というものは、費用と価値というの見合わないかもしれませんが、そうやって例えば放置することによってオホーツクや十勝のように大きな面積に被害が出た場合、全てが材としての価値を失うわけではありませんけれども、数十ヘクタール、数百ヘクタールという材を一度に切り出すことが不可能なことを考えれば、多くが腐植して材としての価値をなくしてしまうと。さらには、別の害虫などの繁殖のもとにもなってしまうという、そういう大きなリスクがあるわけですが、そのことについてどのように考えているのかと。要するに、全てを失うのと、仮に業者さんにお金を払ってでも町有財産を適正に管理するような、そしてその分、酪農の現場のコストの削減として家畜用の敷料を提供するようなこととかというのは、全て失うことを考えれば、決して無駄ではないように思うのですが、いかがでしょうか。

それから、風倒木処理後の補植樹種として、クリーンラーチということをお聞きしたのですが、まだまだ安定確保には至らないと。種をこれからとって苗木をどんどんふやしていく状態だということでありましてけれども、そのことについて町として支援をする考えはないかということをお聞きさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長の答弁にもあったように、まず基本的には、これから研究、検討する部分が多いのかなというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、ほかの管内で害虫による大被害が発生したと。そのリスクに対するためという観点であれば、相対的な経済性の中に、そういったリスクも考慮して、経済効果を考えていくことも可能であるのかなというふうにも思っておりますが、いずれにしても、これまでの検討の中では、やはり収益よりもはるかに大きな費用がかかってしまう。また、この答弁を検討している段階でも、なかなか山林における労働力についても、細ってきている状況であるということをお考えすると、今まで以上に安い価格で材を集めて、そして持ってくる、なおかつ、その材については高値で取引されるものではなくというところがあったものですから、非常に検討する課題が多いのかなというふうに思っておりました。ですけれども、話戻りますけれども、総体的な部分では、まだ研究が残されているところもあると思っておりますので、関係機関とともに考えていきたいなというふうに思っております。

それから、クリーンラーチに対する支援ではありますが、ご案内のとおり、先ほど町内の業者について大変名誉な賞を受賞したところであります。この間の努力に本当に頭が下がる思いであります。その際の懇談でも、一生懸命頑張ってきた、そして、これからも頑張っていく、クリーンラーチに特化というよりは、種苗を育てるといのは非常に自然相手で時間のかかる根気の要る仕事なので、そういったところに集まる人材を確保することを考えていきたいの

だというお話をされておりました。ですので、そういう部分でお手伝いができるものがあれば、やらなければいけないのかなというふう感じていたところでもあります。クリーンラーチに特化というよりは、種苗業者さんの声も聞きながら取り組むべきところがあれば、それで行政として力が及ぶ範囲であれば考えていきたいなというふうに思っていたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） クリーンラーチを増産していくことに関する考え方というのは、よくわかります。

現状で、クリーンラーチについては、見本林となるような30年生に近い林というのが民有林ですけれども、実際にありますので、そういったところから標本を切り出して、材質の確認とか、そういったことについても取り組んでいくべきだと考えています。

それから、風倒木、間伐材のことにに関して、結局、費用と収益が見合わないということを繰り返しておっしゃられていて、その点私ちょっとかみ合わないのですが、要はほかの財産と同じように、お金を払ってでも管理して行って、ゼロになることを防ぐべきではないかというのが私の考えです。災害同様、想定を高く持つならば、これ、カラムツヤツバキクイムシに食われた林を目の当たりにしたならば、決してそういう費用と見合うとか見合わないとか、そういうような悠長なことではないというふうに思います。事実、15年くらい前だと思えますけれども、標茶町でも一部、クイムシ、カラムツヤツバキクイムシが発生し、当時は専門性の高い職員がおりまして、早期にそれを発見して、3ヘクタールを皆伐して林外に持ち出したと。そういう事実が実際にあるわけです。これが今の標茶町の林業政策というか、林業行政の体制を考えたときに、そういった被害をいち早く察知できる、そういう体制かと言われれば、必ずしもそうではないというふうに思いますし、そういったことを総合的に考えますと、やはり現状で風倒木や、それから直径の少し大きい間伐材について、お金を払ってでも処理していくべきだと私は思うのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご指摘の部分、専門性の高い職員の育成確保というのは非常に大きな課題であるというふうに私も同じ思いしております。

その中で、現状どういう対策をとるかという、やはり知見のある関係機関等に助言を仰ぐしかないのかなというふうに思っておりますが、カラムツヤツバキクイムシの害に対するリスク評価については、同様に関係機関あるいは十勝、オホーツク管内の取り組み等からも学びながら、最適な方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 農業のほうも、これからどんどん厳しい状況になっていく、正念場を迎えるという状況になりますので、そういったところでのコスト削減にもつながりますし、そ

れから町内の経済を考えたときに、酪農一辺倒ではなくて、そういった種苗業であったり、林業であったり、そういった関連の業が盛り上がることで、町内の経済の活性化にもつながるものであると思いますし、何よりも大切な町民の財産として町有林をきちんと管理していくのだという、その点をこれからも考えていただいて、必要な対策をぜひとっていただきたい。もし、どこかでカラマツヤツバキクイムシによって町有林が食われたときには、今回の私の話をぜひ思い出していただくということで、私の質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

長尾君。

○3番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、主伐期を迎えた樹木を地元で有効活用・環境保全をということで質問いたします。

現在、標茶町では直営林4,398.66ヘクタール、部分林326.65ヘクタールを所有管理しております。

昭和40年代から輸入材との価格競争などにより、国産材の流出は減少の一途をたどっております。それと同時に、国では国土保全・水源涵養の観点から人工林の保全にも力を入れてきた経緯があります。それから、時が過ぎまして、現在では町有林でも主伐期を迎えた樹木が相当あると想像しております。

それらの主伐期を迎えた樹木を地域の産業振興推進のために、積極的に地元企業に活用してもらいたいと私は考えております。

また、環境保全の観点から、町でも植樹祭等を継続しております。ただ、私ちょっとどういうふうにやっているかわからないのですけれども、間伐・ネズミ駆除等の保全にもしっかり力を入れていかなければいけないだろうなというふうに感じているところであります。

改めて、主伐期を迎えた樹木の有効活用・地元産業振興について、町有林の保全・これからの町としての環境保全に対する所見を町長に伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 主伐期を迎えた樹木を地元で有効活用・環境保全をのお願いにお答えいたします。

本町の森林総面積は、約5万8,000ヘクタールで、町有林以外の森林、いわゆる民有林が約3万4,000ヘクタールとなっており、そのうち町有林の状況については、部分林を除く森林面積は約4,400ヘクタールで、そのうちトドマツやカラマツなどの人工林が約2,400ヘクタールを占めており、うち主伐対象となる人工林は約1,000ヘクタールとなっております。

次に、町有林における間伐等の保育の状況についてですが、現在カラマツやトドマツなど人工林で間伐等の保育の対象となる森林は約1,200ヘクタールとなっており、過去3年間の平均で年間約44ヘクタールの施業を行い、約1,800立方メートルの素材を生産しております。生産された素材につきましては、町内の木材加工施設を持つ業者を中心に売り払いを行い、主に家畜敷料用のおが粉や一般製材などに加工されております。また、主伐のうち、皆伐については

過去3年間の平均で6.4ヘクタールとなっており、複層林の更新伐は過去3年間の平均で10.3ヘクタールとなっております。皆伐によって生産された素材については、半数弱は町内の木材加工施設を持つ業者を中心に売り払いを行い、全量家畜敷料用のおが粉に加工されております。

議員お尋ねの主伐期を迎えた樹木の有効活用、地元産業振興について町有林の保全、これからの町として環境保全に対する所見でございますが、森林に対する自然的条件等を勘案し、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能に応じた保全が必要になっていくものと考えております。

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、基本的には木材等の生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、間伐等の保育を行っていきたくと考えております。

具体的には、本町の森林経営計画では、来年度以降の主伐面積は3年間平均で22.5ヘクタール、間伐面積は88.8ヘクタールとなっておりますが、森林整備は皆伐事業を除き、植栽から除間伐などの保育事業まで、国などの補助事業を頼りに行っているのが現状であり、現実的には補助事業の予算の配当によって事業量が決まっているという状況ですので、安定した予算の確保を引き続き要望していきたくと考えております。

また、環境保全につきましては、釧路湿原を初めとする湖沼群や河川周辺など、町有林で水源涵養や生物多様性保全など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、環境に配慮した維持管理が必要であります。主伐期を迎えている町有林につきましては、皆伐を避け、帯状に更新伐を行い、伐採後は2年以内に植栽を行います。

また、植栽する樹種の選定については、森林の有する公益的な機能保全に配慮した樹種の導入を検討し、関係者の合意形成を図りながら進めていきたくと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○儀長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 私ちょっと町の方から伺ったところ、町有林の売り払いに関して、ここ2年ぐらい、町有林の主伐期を迎えたものの伐採というのがなかなか手に入らないと、町外に出るケースが多いという話を聞いておりました。それも、その方いわく、町の皆さんの財産であるそういったものも、できるだけ効果的な金額でというか、高い値段かどうかはわかりませんが、適正な値段で売却できるのであれば、それに対しても理解を示しているというふうに聞いておりました。

そういった中で、今回、私この一般質問というのは、「主伐期を迎えた」というふうに木のことに関して、そこにフォーカスした書き方をしておりますけれども、広い意味で言えば、やっぱり私にとって標茶町は非常に自然に恵まれた場所だというふうに感じております。特に、1次産業で言えば、農業、水産業、林業、そういった部分でこの町は形成されているのかなというふうに感じております。

以前、町長のほうから標茶町も観光に力を入れていきたいというふうなお話を伺っているのですけれども、そういった中で、遠くから来る観光客の皆さんは標茶の何に魅力を感じているのかなというふうに考えました。一番最初に想像するのは、やっぱり美しい景色ですね、自然の景色。あるいは北海道に来たらおいしいものを食べたい。あるいは温泉があるのだったら温泉に入りたい。そういった観光客の期待に応えられるような観光資源の活用方法というものをこれから考えていかななくてはいけないなというふうに感じておりました。

今、主伐期のお話ですけれども、そういった中で、地元の木を使ったそういった加工品ですとか、そういったものを何かできないのかなと思ったときに、先ほど町有林のほかに民有林も相当な数あるというお話がありましたけれども、価格に関して高い安いというのは、やはり民間というか、市場価格というのをございます。そういった中で、加工品をつくるに当たっても、少量ですとやはり高コストあるいは商品開発に非常に時間がかかる、そういった難しい部分もあるというふうに理解はしております。

ただ、これは一意見ではありますけれども、町有林はあえて一部民間のほうに回してもらうことによって、標茶の特産品というものをつくっていくことができるのではないのかなというふうに考えていました。ですので、町有財産として高い金額で売り払う、それも一つの方法で、決して間違っているとは思っていないのですけれども、これからの標茶町の産業あるいは観光を育てていくという意味では、やはり何かしら民間の木材では採算が合わない、そういった問題があるのであれば、ぜひ標茶町の材を今後の投資という意味でも、林産業にかかわる方に積極的に使ってもらえればなというふうに考えておりました。

当初の質問とちょっとかぶってしまうのですけれども、やはり地域産業というところで、町長、これからの1次産業に対しての振興というものを、いま一度お考えというのを聞かせていただきたいと思います。

まず、林業の話なのだけれども。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

少し広範に及びましたので、十分対応できるかどうか、もし漏れがありましたら、またお願いしたいと思います。

まず、前段のほうで、ここ何年間か、最近、町内に資源が回っていないのだというお話があったということなのですが、これに関しましてご説明をさせていただきますと、造林事業予算は公共と非公共に分かれておりまして、この2年間、公共の予算が回ってきていない状況にありまして、非公共と呼ばれる予算で対応しております。その非公共の予算についてひもつきの部分がありまして、これは貿易対策なのですが、合板製造工場に回る形でという、そういう形になっておりまして、町内の業者指名の中で売り払いはするのですが、町内に合板製造工場がないということで、そちらのほうに行ってしまうのが現状であります。基本的には、町長の答弁にもあったとおり、町内の加工業者の育成という目的で、これまでは優先的な指名をし

てきているところでありまして、先ほど申し上げたような条件がなければ、当然のようにこれまでどおり行ってきたというところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、適切な価格で町内に材が回り、そして町内の加工業者が何らかの形で活用していただく、それが一番望ましい姿だというふうに思っております。実際ふるさと納税の返礼品に使われているところもありますので、それらが本当に標茶産の材で全てででき上がるようになればいいのかなというふうに思っているのですが、かといって、そこに安くやるというのは今のルールにはありませんので、その辺について町内の林業界全体で形がつかれるかどうかについては、この先、林業推進協議会等々の場で意見を投げかけて協議をしていきたいなというふうに感じたところでもあります。

それから、最後の部分で林業と農業に関するところではありますが、歴史的には広大な山林を切り開いて農地にしてきた。昭和30年、40年にかけての構造改革で輸入の関係で林業が衰退をしてきて、そして今、酪農が主産業になってきているという歴史はありますけれども、現実的な数で見ても、1次産業で言うと酪農がメインで、次は林業が位置づけられているところがあります。そういった歴史を踏まえると、町民の方も多くは酪農・畜産業、次いで林業という意識をされている方が多いというふうに思っております。

そういった意味で、先ほど類瀬議員の答弁にもあったように、林地面積を減らして農地にしてきたという経過はあるのですけれども、やはりこれからはどうやってウイン・ウインの関係を築いていくのかということが大事なのかなというふうにひとつ思っているのがあります。

それから、酪農に関しては、経済的な部分、自由貿易協定等々の関係で、本当にこれから厳しい時代が来るというふうに言われていますけれども、これまで築いてきたベースをもとに、いかに衰退させない、今を維持する、できれば上向きにさせていく、そういったことを望んでいきたい。そして、林業も同様に、担い手をつくりながら、標茶の自然景観、自然環境等々を今よりもいい形にして次代に引き継いでいくことが、今、担当している我々の責務であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(「終わります」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 以上で3番、長尾君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第60号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第60号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本町の戸籍システムのデータサーバーは平成27年度において整備してまいりましたが、次年度、耐用年数の5年が経過、更新の年となり、また来年から戸籍をコンビニエンスで交付できるよう考えており、それにはサーバーの設定作業等が必要となることから、費用軽減を図る目的で戸籍サーバー更新を前倒しで行う予定でございます。また新たな戸籍サーバーは、コストの削減並びにサーバー管理の効率化を図るため、北海道自治体情報システム協議会での共同利用に参画することとしております。これにより今まで、役場庁舎内に設置していたサーバーのメンテナンス・緊急対応などの事務の負担が軽減されることとなります。また離れた場所にサーバーを保管することにより災害への備えを高めるものとなっております。

戸籍に係る電子情報処理のサーバー管理の事務は、北海道自治体情報システム協議会に参画している自治体で、戸籍事務を中心的に進めている仁木町へ委託をしたいと考えておりまして、そのためには地方自治法の定めにより仁木町と協議ということで規約を締結する必要があるがございますので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第60号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を標茶町が仁木町へ委託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求めらるものでございます。

次のページをご覧ください。

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約

（委託事務）

第1条 標茶町（以下「委託町」という。）は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を仁木町（以下「受託町」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、受託町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）に定めるところによる。

2 受託町の長は、受託する事務の管理及び執行について適用される受託町の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託町の長に通知しなければならない。

（経費の負担等）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費については、北海道自治体情報システム協議会（以下「協議会」という。）における戸籍システム運用に係る負担金にて包含されているため、ここでは定義しない。

（連絡会議）

第4条 受託町及び委託町の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を行うため、協議会の運営する会議において定期的に連絡会議を開催するものとする。

（補則）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、協議会の運営する会議において協議して定める。

附則としまして

この規約は、令和2年3月2日から施行する。

以上で、議案第60号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） システム協議会に入っているということで、たぶん仁木町は人材も機械もキチンと整っているということで委託するというにしたんだと思うんですけど、以前から個人情報のテラ、ギガタイムくらいの容量であちこち売買されているという話を聞きますし、ニュースもみております。

仁木町に委託した場合、セキュリティもしっかりしているということで委託するんだと思うんですけども、そういう不測の事態が生じたときに責任はどこが持つということになりますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

基本的に委託をするしないにかかわらず、最終的に標茶町の個人情報の責任者は標茶町でございますので、委託をしてもその責任が消えるということではないというふうに考えてございます。報道で神奈川県の情報が出ておりますが最終的には町が責任をもって個人情報を守るのが基本的な個人情報保護条例の趣旨というふうに考えてございます。

その中で委託をした場合でも委託先にもその個人情報保護条例の趣旨を守ってくださいというのが契約条項でうたわれておりますから、契約したところも町の条例を守ってくださいという縛りをつけている。ただ、最終的な責任は町にあるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 委託先の仁木町の責任というのは一切ないということになりますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） ないというふうに考えていただいて結構だと思います。

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） すみません、失礼しました。ちょっと言葉足らずで。今回仁木町に委託するのが管理の事務ということでございますから、責任まで全てをとということではありません。議案でもありましたが、サーバーの管理の事務をお願いするということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） サーバーを仁木町のほうにお願いするということだったんですけど、先週のニュースでいくつかの自治体で住民データがSSDのエラーで消失してしまうという騒ぎがニュースに出ていたんですよ。そういった場合の対応も含めてたぶんバックアップ等のそういったことを本来はしているはずだと思うんですけど、標茶町で今回こういったサーバーを仁木町にお願いする場合、バックアップデータってどういうふうな形をとるんでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 今回、更新するのは戸籍サーバーでございます。今回、遠隔に置こうという理由は災害対策の一つも兼ねているということでございます。記憶にあるところでは3.11の時に庁内に置いた戸籍サーバーが流失して復元不可能になったという事案があつてですね、サーバーを近くに置くのではなくて遠くに置くのが一つの個人情報を守る上で重要だというような見解も出されております。

一方で、皆さんご心配のセキュリティ、情報漏洩の問題もご心配いただいているところですがバックアップも当然とってありますし、所要の情報漏洩の観点、昨今騒がれているようなことがないように、まあこれはたちごっこになるのかもしれませんが、私どもで言えるのは万全の体制をひいて万が一にも情報漏洩のないような仕組みづくりの体制をとっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案可決されました。

◎議案第61号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。議案第61号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第61号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、今年度実施するコンビニ証明書交付システムの導入に伴い、住民票の写しの交付手数料は現在の条例では、窓口交付や郵便請求による交付のみを対象としており、コンビニ交付にかかわる手数料の金額を定めるにあたり、システム上、登載事由による区分ができないことから公平感を保つことを目的に全ての申請による交付手数料を統一するための改正を提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の4ページ及び議案説明資料1ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表になっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第61号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをご覧ください。

標茶町手数料条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例(平成12年標茶町条例第5号)の一部を次のように改正する。

本改正につきましては別表第2項中の改正であり、第10号の住民票写しの交付における手数料について登載人員の違いにより区分しておりましたが、これを廃止し、一区分とするものでございます。

改正文に移ります。

別表中、(10)住民票写しの交付、「ア登載人員3人まで、1件につき150円。イ登載人員4人から6人まで、1件につき200円。ウ登載人員7人以上、1件につき250円」を(10)住民票写しの交付、「1件につき150円」に改めるものでございます。

附則といたしまして

この条例は令和2年3月4日から施行するというものでございます。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 全体として一部安くなると。手数料の時に私、ずいぶん安くすれということで質問したんですけどならなかったやつが今回は安くなるということで、賛成したいところなんですけど、これ結局、さっき説明されましたけどマイナンバーカードを使ってコンビニでこれをとれるということなんですよね。それでその時にコンビニ、民間とのやり取りの中で煩雑とかなんとかさっき説明されていましたが、どういうやり取りでこの金額を一本化することになったのかちょっとまだよくわからないんですけど。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

基本的には各コンビニエンスストアで設置しております、キオスク端末というものがございまして、それにつきましては行政のこういった証明書等に対応するような機械でございまして、こちらの機械を操作することによって、各種証明書が取れるというものでございます。

この部分と一緒に料金を入れるところがありますので、そちらに料金を入れて、最終的には民間のサーバーを通じてキオスク端末のほうにデータがきてそこからコピー等を通じて証明書が発行されるというような流れになっていますので、この端末で本人かどうか確認するためにはマイナンバーカードが必要であるというような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） よくわかんないんだけどね、要するに民間の機械が3種類に対応できないから一つに安くするっていう解釈でいいんですね。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 大変失礼いたしました。お答えいたします。

基本的に窓口であったり、郵便請求の場合は住民票謄本に載っている人員というのが把握できるところでございまして、窓口等では請求のあった登載人員の数によって料金を区分できますけれども、コンビニ交付の場合にはあくまでも請求は1件という、何人住民票に登載されていても1件というふうにはしか判断できませんので、なので1人であろうが7人であろうがコンビニの場合には150円以外の金額については把握できないというところでございまして、今回一本化したというところでございます。

（「よくわからないけど、いい」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君）　ということはもし私が自分のマイナンバーでその機械に入力したときには、僕だけの住民票ということになるのですか。

○議長（菊地誠道君）　住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）　その方が住民票抄本ということであれば本人のみということになりますけれど、謄本を請求すればご家族の方が登載された住民票が発行されるということでございます。

○議長（菊地誠道君）　ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君）　起立多数であります。

よって、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（菊地誠道君）　日程第10。議案第62号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇）　議案第62号、標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正（令和元年11月19日付総行住第119号）の通知を受け、改正内容について所要の文言を整理するとともに今年度実施するコンビニ証明書交付システムの導入に伴う印鑑登録証明書の交付を受ける場合の申請の手続き等について規定する旨の改正の提案をするものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の6ページ及び議案説明資料2ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては新旧対照表となっておりますのであわせてご参照をお願いいたします。

議案第62号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例

標茶町印鑑条例（平成12年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「に記載が」を「に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）が」に改める。

本項の改正につきましては、備考欄の記載に関する定義規定を加えるものでございます。

第6条第1項第4号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

本号の改正につきましては、第5条第3項の改正において定義されたことから同じ内容の規定を削除するものでございます。

第7条第3項中「住民基本台帳法施行令」を「令」に改める。

本項の改正につきましては、文言の整理となっております。

次の第10条及び第11条の改正内容でございますが、コンビニ証明書交付システムにおける申請及び交付について新たに規定をするものでございます。

第10条第1項は従前どおり原則として申請書の提出を求めており、第2項につきましては個人番号カードを使用してコンビニなどで印鑑登録証明書の交付申請を行い、その交付が受けることができる旨を規定しております。

第3項につきましては、第1項の規定により窓口または郵便による交付申請時に申請者による申請が確認の上、適切である場合交付できることを規定しているものですが、本項の規定はコンビニによる交付申請には適用しないということになります。

第11条の改正につきましては、第10条の改正にあわせ印鑑登録証明書の作成について定義付けしたものとなっております。

改正文に移ります。

第10条を次のように改める。

（印鑑登録証明書の交付）

第10条 印鑑登録者は、次条の規定による印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書により町長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項

に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が記載された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用し、民間事業者が設置する多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、前項に規定する印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

3 町長は、第1項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

第11条の見出しを「(印鑑登録証明書)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)に、次の各号に掲げる事項を記載して作成するものということとさせていただきます。

第12条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

本条の改正につきましてはコンビニでの交付申請では代理人による申請の概念がないので、本条の規定を適用しない旨の改正でございます。

附則としまして

この条例は、令和2年3月4日から施行するというものでございます。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番(深見 迪君) 民間事業者が設置する多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力というふうに書いてありますが、これによるデータの漏洩なんていう心配はないのかということが一つ。漏洩があった場合にどこが責任取るのかということが一つ。それからもう一つは手数料を当然取りますよね、この手数料はどこに入るのか。三つ目は役場がコンビニに依頼することになるんですよね、普通でいったら。そういう関係になる。そうするといくらかコンビニのほうにお願いするわけだから、そういう面での費用というかは発生するんでないかと思うのですが、その点はどうなんでしょう。

○議長(菊地誠道君) 住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君) お答えいたします。

まず、情報の漏洩ということでございますけれども、こちらにつきましてはジェイリースという地方公共団体が加盟する情報センターのサーバーを通じてそちらのほうから印鑑証明を交

付するというごさいますので、こちらのほうのセキュリティについてはしっかりしているということですので、現段階では漏洩ということはないというふうと考えております。

それと責任ということですが、基本的には先ほどの議案第60号でも総務課長が説明していましたが、もし漏洩があった場合には本町が責任があるということのごさいます。

それから手数料につきましては、各コンビニに支払われた手数料につきましては本町のほうに歳入として入ってくるということのごさいます、戸籍法にかかわる手数料につきましては戸籍法の中で決められておりますので、その額が入ってくるというようなところのごさいます。各コンビニには手数料として1件いくらかというような単価設定されておりますのでその手数料を支払うというような状況のごさいます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 1件いくらかですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 失礼しました。証明書1通あたり117円のごさいます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、何%になるんだろう、実際に印鑑証明の手数はそもそもいくらかだったけ。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 印鑑登録証明書につきましては1通300円のごさいます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ごさいませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ごさいませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ごさいませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ごさありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思いをます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時39分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 6番 鈴 木 裕 美

署名議員 8番 深 見 迪

署名議員 9番 本 多 耕 平

令和元年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年12月11日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第65号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第66号 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第69号 令和元年度標茶町一般会計会計補正予算
議案第70号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第71号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第72号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第73号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第74号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第75号 令和元年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第76号 令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 7 議案第77号 監査委員の選任について
- 第 8 議員提案第 1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 意見書案第17号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書
- 第10 意見書案第18号 日米貿易協定の中止を求める意見書
- 第11 意見書案第19号 地域医療構想に関する意見書
- 第12 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第69号 令和元年度標茶町一般会計補正予算

議案第70号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第71号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第72号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第73号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第74号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算

議案第75号 令和元年度標茶町病院事業会計補正予算

議案第76号 令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算

(議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・

議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会報告)

○出席議員（12名）

1番 渡邊定之君	2番 類瀬光信君
3番 長尾式宮君	4番 松下哲也君
5番 熊谷善行君	6番 鈴木裕美君
8番 深見迪君	9番 本多耕平君
10番 黒沼俊幸君	11番 鴻池智子君
12番 後藤勲君	13番 菊地誠道君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	服部重典君
管理課長	村山裕次君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	多津美悟君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君

やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
中央公民館長	松本 修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議 事 係 長	小野寺 一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第63号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第63号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第63号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これ以降整備法と呼ばせていただきますが、本年6月14日に公布されたことに伴い、関連条例における所要の整理が必要となったため提案するものです。

この整備法の概要は、成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みに移行させる内容でございます。

整備法の施行に伴い関係条例の規定の整理、あわせて法制執務的な用語整理を行うものです。

議案書9ページをお開き願います。

議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページをお開き願います。

議案説明資料につきましては5ページからとなっておりますのであわせてごらんいただきたいと存じます。

改正条例は、5本の改正条例案を提案させていただいており、それぞれ条だてで構成しております。第1条から第3条につきましては地方公務員法の改正によるものと用語の整理、第4条は土地区画整理法の改正によるもの、第5条は印鑑登録証明事務処理要領の改正により、それぞれ所要の改正をするものでございます。

本文にまいります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する

条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第20条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(標茶町職員等の旅費支給条例の一部改正)

第2条 標茶町職員等の旅費支給条例（昭和28年標茶町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「なつた」を「なつた」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号」を「第16条各号」に、「なつた」を「なつた」に改める。

(標茶町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 標茶町職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和28年標茶町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「至つた」を「至つた」に改める。

(標茶町土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 標茶町土地区画整理事業施行条例（昭和46年標茶町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条中「又は第3号」を削る。

(標茶町印鑑条例の一部改正)

第5条 標茶町印鑑条例（平成12年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附則としまして

(施行期日)

第1項 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第2項 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の

規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例によるというものであります。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 11ページの印鑑条例の一部改正の第2条の改正なのですが、資料を見ますと成年被後見人が、言ってみれば意思能力を有しないものということに変わるということなのですが、2つ伺いますが例えば意思能力を有しないというのはどういう状態のときを言われるのか。それと例えば後見人をたてていない、ここでは最初の改正前は後見人をたてているから被後見人というふうになっていたと思うのですが、改正後の場合後見人をたてていなくても、たてていてもこういう意思能力のないものをということなのでしょうか。その2点を伺います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えします。

戸籍を担当しております、住民課のほうからお答えさせていただきます。

まず意思能力があるかないかという判断でございますが、通常窓口で対応している場合、本人が印鑑登録をしたいということで窓口の職員との受け答えがはっきりとできるということによって、今までもあるない、するしないの判断をしてきておりますので、その辺は今後も同様の対応をしていきたいというふうに考えております。

それから法定代理人が同行して本人の意思があるというときということにつきましてはこれはこのとおりでございまして、後見人がいない場合については先ほど答弁したような形になるかと思えます。後見人がつかないで窓口対応のなかでどうしても本人の意思が確認できないという場合につきましては、登録申請を受理できないという判断になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ということはその担当者の判断で登録することができないということは、判断を誰が責任持つかということに係ると思うんです。そのときそのときの職員の判断で登録ができないということになるというのはおかしいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

そのへんの対応につきましては従来から進めてきていることと今後も変わらないというふうに考えております。今までは窓口に来て印鑑登録に関して意思が表示できないという方につきましては、当然受理していなかったという事実がございます。今後につきましてもなんら変わりはないかなというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり窓口で対応する職員のレベルによって変わるかというふうになると、それは研修等をして統一した中できちんと対応できるような形をとっていきたいなと思っておりますし、最終的な判断につきましては当然、管理職等が判断するというふうになるかと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案可決されました。

◎議案第64号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第64号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、本年8月7日人事院勧告が出され、11月22日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い一般職の給与等の改定を行うもので、今回の提案内容については、勤勉手当並びに月例給の増額を行なうものです。

はじめに、勤勉手当についてであります。

月例給と同じく民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当を0.05カ月分引き上げ期末勤勉手当の合計で4.5カ月分とするものです。

本年度は勤勉手当を12月期分で引き上げて、来年度以降は勤勉手当を0.95月分とし、6月

期と12月期に均等配分とするものです。

次に、月例給の引き上げにつきましては、国家公務員給与が民間を下回る官民給与の較差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いて実施した内容に準拠し、平均0.1%の改定を実施するものです。

主に、民間との間に差があることを踏まえた改定内容であり、1級の初任給を1,500円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の引き上げとなっています。

なお、実施適用については、給料は平成31年4月1日から、勤勉手当のうち本年度該当の勤勉手当は令和元年12月期支給分からとしています。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次のページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正については、お手元に配付の議案説明資料に新旧対照表がございます。資料12ページからでございますのであわせてご参照いただければと存じます。

第17条第2項に係る改正は、期末勤勉手当のうち本年度の勤勉手当に関するもので、一般職の職員について12月支給分に0.05ヵ月分を加えるための改正文です。

第17条第2項第1号中「加算した額に」の次に「6月に支給する場合には」、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

議案書15ページにまいります。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表で、1級から6級までの各号俸の給料月額で、議案書では15ページから17ページになります。

表の読み上げは割愛させていただき、かわって各級ごとの改定率等についてご説明いたします。

まず、どの級も号俸が高いほど、年齢が増すごとに改定率が下がる形をとってございます。1級は最大1.3%から最少0.1%の増額、2級は同じく0.8%から0.1%、3級は0.7%から0.1%、4級は0.5%から0.1%、5級は0.3%から0.1%となっております。また、再任用の職員の改定はありません。

続いて議案書18ページにまいります。

別表第2のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表（2）は20ページまでとなっておりますが、改定内容は行政職と同様の

趣旨によるもので、各級の改定率は、1級は1.3%から0.1%、2級は0.8%から0.1%、3級は0.7%から0.1%、4級は0.6%から0.1%、5級は0.4%から0.1%の上げ幅となっております。また、再任用の職員の改定はございません。

次に21ページにまいります。

ハ 医療職給料表（3）でございます。こちらは24ページまでの表ですが、この表につきましても先の2つの表と同様の趣旨での改定でございます。1級については1.4%から0.1%、2級は1.0%から0.1%、3級が0.7%から0.1%、4級が0.6%から0.1%、5級が0.4%から0.1%の改定となっております。こちらも、再任用の職員の改定はございません。

25ページにまいります。

第2条は、一般職の職員の給与に関する条例第17条に係る改正で、令和2年度以降の勤勉手当の支給月数を定めるもので第1号は一般職の職員に関するものです。

本文にまいります。

第17条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附則といたしまして

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は原案可決されました。

◎議案第65号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。議案第65号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君)(登壇) 議案第65号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、本年8月の人事院勧告に基づき、一般職の給与改定に準じ、へき地保育所職員の給与についても所要の改定をするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の26ページ及び議案説明資料30ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第65号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例(昭和44年標茶町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるといふものでございます。

今回の改定号俸につきましては、5号俸から91号俸までで、改定率は1.388%から0.076%になっております。

へき地保育所職員の給料表全体では、平均0.244%の増額改定率となっております。

別表の各号俸の給料月額、27ページから29ページに記載のとおりでございます。なお、各号俸及び給料月額の読み上げにつきましては、省略させていただきます。

29ページへまいります。

附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

次ページにまいります。

(給与の内払)

2 改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、改正前のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定による内払とみなすというものでございます。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 今の件で5号俸からの改定ということで、1から4というのが私の認識がちょっとわからなかったから聞きたいんですが、1から4は改定になっていないんですがこれはどういう対象ですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時28分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

国の給与改定が1の5号俸からが国の1の1と合致するというので、へき地保育所の1の1から1の4号俸という対象になっていないということでございます。

ちなみに本町の中でへき地保育所の職員は4名いるんですけど、全て今回の対象にはなっていないということがもう一つございます。先ほど申し上げました国の1の1号俸が今回改定のへき地保育所の1の5号俸に当たるということで、それ以前については、国の改定の基準になっていないということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、対象者4名だが、実際にこの給与の対象者はいないということなんですが、保母さんの正職員というのは一般職の給料表を当てはめていますよね。そうするとここでいうのは自分の理解でいくと非常勤職員といわれる方々がここでのへき地保育所の給与条例に合致するのかなというふうに思うのですが、それがまず1つです。それから、非常勤職員をなくしていこうという方向であるとするならば、このへき地保育所職員条例というのは、必要なのかなという疑問を持つのですが、国の改定がこうだとするならば、どうしても設置をしておかなければならないのかその2点を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 任用の関係それから今後の条例提案の改正もございますので私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、へき地保育所職員、ご指摘のとおり非常勤職員の方で勤務時間4分の4の方現在4人いらっしゃいます。次年度以降の話ですけれども、先日可決いただきました会計年度任用職員のほうに全て移行する予定でございます、予定でいきますと来年の3月に会計年度任用の条例の制定に伴ってほかの条例の改正、それにあわせてこのへき地保育所職員の給与に関する条例の廃止も含めてご提案をさせていただくこととしております。

4月1日以降はこの4人のへき地保育所職員がこのまま任用されれば会計年度任用職員に移行する予定ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は原案可決されました。

◎議案第66号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第66号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年8月に人事院勧告がなされたことに伴い、一般職の給与並びに特別職の期末手当が改定されたことを鑑み、議員の期末手当においても同様の改定を行うとするもので、昨今の地方議会の担い手対策にもつながるものと考え提案するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第66号 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の195」を「100分の200」に改める。

附則といたしまして、

（施行期日）

第1項 この条例は、公布の日から施行し、改正後の標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

第2項 改正後の標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は原案可決されました。

◎議案第67号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第67号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律平成19年法律第134号第9条の規定に基づき、鳥獣被害防止のために設置しております、標茶町鳥獣被害対策実施隊の報酬について改正しようとするものです。

本年7月からのヒグマによる家畜被害が多数発生し、猟友会会員のうち鳥獣被害対策実施隊員のヒグマに登録している隊員の皆様につきましては、その都度出動いただき、巡視等の対応をいただきました。これまでも条例で報酬を定めてきているところではありますが、鳥獣の種類で差異を設定しておらず、ヒグマの対応については、その危険を報酬で評価すべきではないかということで検討してきたところでございます。

本年9月定例会の一般質問でも、他自治体の調査結果を参考に報酬について検討させていただきたくことと答弁させていただいているところでございます。今般これを改正させていただきたくご提案申し上げる次第です。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書33ページをお開き願います。また、議案説明資料は39ページをお開き願いたいと存じます。

議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページをご覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正するものです。

改正内容についてですが、これまで一律1日1万2,000円（4時間以内の場合は2分の1の額を支給する）こととしておりましたが、改正後はヒグマとヒグマ以外に分けました。ヒグマ以外についてはこれまでと同様の内容でございます。ヒグマにつきましては、第1次出動から第3次出動までその職務を分け、それぞれの報酬を定めたものです。なお、施行期日につきましては公布の日からとしますが適用につきましては本年7月のヒグマに係る対応の日にかのぼり報酬を支給したいと考えておりますので、令和元年7月16日からとしていることをご理解いただきたいと思います。

改正文にまいります。

別表中

第14項 鳥獣被害対策実施隊員 日額1万2,000円（4時間以内の場合は2分の1の額を支給する）」を

第14項ヒグマ

第1次出動 目撃情報等により車両内からの現場状況の確認 日額1万2,000円（4時間以内の場合は2分1の額を支給する）

第2次出動 箱わなによる捕獲時の対応、巡視（下車し痕跡等の確認）、箱わなの設置、護衛 日額 第1次出動の報酬に5,000円を加算する。

第3次出動 捕獲を目的とした追跡 日額 第1次出動の報酬に1万円を加算する

ヒグマ以外 日額1万2,000円（4時間以内の場合は2分の1の額を支給する）に改める。

附則としまして、

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。

第2項 改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年7月16日から適用する。

（報酬の内払）

第3項 改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて令和元年7月16日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなすものです。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ヒグマに対して報酬で評価するというふうにご説明がありました。大変な思いをして隊員の方々が出動されているわけですが、管内の状況といいますか、まあことしは1番大変ヒグマで標茶町が全国的に評判悪いなんてことも言われたりもしましたけれども、管内、もしくは全道的なヒグマに対する報酬というのはどのような状況になっているのか、わかれば知らせていただきたいと思ひますし、さらに先日も塘路付近でヒグマ目撃情報があったということで、冬期間と夏期の期間といいますか、冬期間であれば寒い中、大変な思いをされて出動されていると理解するんですが、冬期間と通常の季節といいますか夏期期間、差をつけなかったというのはどういうことなのか伺いたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

全道の報酬の部分なんですけど、上は3万円から下は無報酬でございます。今回この割り増し率ということで先ほど総務課長のほうから説明があったんですけども、危険度合に応じてということで道内の自治体を危険度合で作業内容によって同じように報酬を算出しているところを調査して、平均額でいうと基本額に対しての1.8倍ということで、今回、うちの基本額1万2,000円となっておりますので、その1.8倍ということで加算額のほうを第3次のほうは1万円としております。第2次のほうは加算額の50%ということで、危険度合に応じて5,000円というふうにしてございます。

冬期、夏期の報酬の差をつけなかった理由でございますが、基本的には第2次出動、第3次出動、そして第1次出動ということで、危険度合に応じてというのを基本に考えておりますので、夏期、冬期というような判断では考えてございません。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 2点お伺いしたいと思います。

改正の第1次出動の目撃情報等により車両内からの現場状況の確認、これは車両内からというのはただ車で行って見るだけですよ、簡単に言えば。これはちょっとこの表現はいかなものかと。どういう意味ですか。それが1点。

もう1点箱わなの問題でありますけれども、箱わな捕獲時の対応となっておりますけれども箱わなの設置、護衛。箱わなの設置というのはあくまでも駆除隊員のことであると思うわけですが、箱わなの場所によってはどうしても重機でなければかけられない箱わなの場所が今回もありましたけれども。これらについての動力的な出動に対しての加算というのは考えなかったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 第1次出動の車両内からの現場状況の確認という表現でございますが、これは出動の部分が第1次、第2次、第3次ということで危険度をわかりやすく表現しているということで、車内での確認、巡視作業という部分、そして第2次は箱わなの設置、護衛というような形で表現してございますが、車から降りての作業というようなことを第2次出動でそのような危険度で考えております。第3次のほうは捕獲のために山を入ったりというようなことで追跡作業ということで1番危険度が増す作業ということで、そういった形で表現させていただいております。

箱わなの設置の関係ですが、重機使用の報酬の加算の部分ですが、ことし、ヒグマの被害が発生してからの牧野等の関係者の方にいろいろ重機とかを出していただきながら、協力していただいた経過がございます。この実施隊の報酬自体には動力の加算というのはしてございませんが、例えば必要に応じて、建設業協会でも重機が必要であれば協力していただけるというような話がございますので、その時はその都度経費は支出していきたいと考えてお

ります。

これはあくまでも実施隊の報酬ということで考えておりますのでご理解いただきたいと思
います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） ただいまの課長の説明では説明になっていないと私は思うのですが、
第1次出動で目撃情報による車両内からの現場状況の確認、これできますか。目撃情報があ
って、現場に駆除隊員が行くんです。そこを車で行っただけで駆除隊員の資格になりますか。
当然、目撃情報がでた場合には当然警察ですとかも立会しながら、まあ警察と一緒に歩かな
いと思いますけれども、目撃情報があった時には車から降りるわけですよ。車から降りて足
跡を確認したり、どちらへ入っているとかいろんな状況を確認するわけですが、車両
内からの確認だけであればこれは出すことないという気がするんですが、いかがですか、そ
の辺の確認のあり方ということで。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

基本的にはそういった作業、本多議員おっしゃるとおり車両内からの現場の確認はほぼな
い、現場に行けば車から降りてという形になろうかと思うんですが、一応第1次の出動とい
う形でみてきてほしいというような依頼があって、車両から降りた場合すぐ第2次というこ
とでこの辺算出してというふうに判断しておりますので、その作業作業によって町職員も同
行しますので、その中で判断して危険度合に応じて支出していきたいと考えておりますので
ご理解ください。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 課長、こちらのほうからやってみれという話があるんですが、こう
いうことはないんです。ないと思うんです。したがって、条例でありますから車両内からの
現状確認ということで成立するかと思うのですが、この辺もし考え方がそうかなと思うの
であれば私は今一度この文面を再検討していただきたい、車両からの現場の状況の確認、こ
れは猟友会、いわゆる駆除隊員としてはあり得ないということだけ私は申しておきたいと思
います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から現場に則したご意見を賜ったというふうに思っております。ご理解いただき
たいのは今回決めました第1次から第3次まで、第1次についてはヒグマで出動がかかりま
した、ほかの鳥獣と同様にさしたる危険性がなかった時にはこれまで同様の1万2,000円でや
っていただきたいということでもあります。特にヒグマということの危険性に鑑みて想定して
いるのは第2次、第3次での加算ということでもあります。そういうことをご理解いただきた
いのと、実際に運用してこの文言で大きな混乱が生じるのであれば必要に応じて正しく、再

度改正をと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号は原案可決されました。

◎議案第69号ないし議案第76号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第4号）であります。国の人事院勧告に準じた給与改定に対応するため、また人事異動に伴う給与の精査、本格シーズンを迎えた除雪対策、その他事務、事業等の補正により、歳入歳出それぞれ3億7,872万3,000円を追加し、総額を118億3,965万1,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、発電機購入事業1,000万円、道営草地整備事業525万円、育成牧場経費で3,934万2,000円、除雪対策費1億2,981万3,000円、病院事業会計への元金償還で1億円などとなっております。

他会計への繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計へ45万1,000円、介護保険事業特別会計へ1,609万3,000円、病院事業会計へ3,988万7,000円、下水道事業会計へ38万5,000円の追加をいたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の追加及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,872万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億3,965万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

14ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

5ページをお開きください。

第2表 継続費補正です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。補正前の総額1億5,780万円、年割額30年度2,880万円、31年度1億2,900万円を補正後の総額を1億5,677万3,000円、年割額を30年度2,880万円、元年度1億2,797万3,000円とするものです。

31ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。全体の計で申し上げます。補正前の年割額1億5,780万円、国道支出金1億1,046万円、地方債4,730万円、一般財源4万円。前年度末までの支出（見込）額2,880万円、当該年度支出予定額1億2,900万円、当該年度末までの支出予定額1億5,780万円、継続費の総額に対する進捗率ですが、30年度18.3%、31年度81.7%、計100%を補正後の年割額1億5,677万3,000円、国道支出金1億974万1,000円、地方債4,690万円、一般財源13万2,000円。前年度末までの支出（見込）額2,880万円、当該年度支出予定額1億2,797万3,000円、当該年度末までの支出予定額1億5,677万3,000円、継続費の総額に対する進捗率、30年度18.4%、元年度81.6%、計で100%とするものです。

6ページをお開きください。

第3表 地方債補正です。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良、20万円の減額により補正前の限度

額 5 億 8,300 万円から 20 万円を減額し、補正後の限度額を 5 億 8,280 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、4 公共施設等適正管理推進事業で補正前の限度額 9,000 万円から 130 万円を減額し、補正後の限度額を 8,870 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

合計では補正前の限度額 12 億 6,113 万 4,000 円から 150 万円を減額し、補正後の限度額を 12 億 5,963 万 4,000 円とするものです。

32 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額 12 億 6,113 万 4,000 円から、補正額 150 万円を減額し、補正後の額を 12 億 5,963 万 4,000 円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額 120 億 6,726 万円から、補正額 150 万円を減額し、補正後の額を 120 億 6,576 万円とするものです。

以上で、議案第 69 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第 70 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）で、内容につきましては、当初見込んでいましたレセプト点検業務を主に担っていました事務補助員が 4 月 1 日に異動となりましたことから、報酬及び社会保険料を 506 万 1,000 円減額するものです。また、現在使用している OS の Windows 7 のサポート終了に伴い、国民健康システム 2 台分の機器を更新するための費用を当初備品を購入することとして予算化していましたが、北海道国民健康保険団体連合会が一括して調達することとしたため、連合会に対し負担金として支払う支払科目を調整するものでございます。さらに北海道から交付を受けていました平成 30 年度の保険給付費等交付金のうち特定健康審査等負担金分につきまして額が確定したことにより、3 万 1,000 円の返還金が生じたのでその経費を追加するものです。なお、財源につきましては繰入金及び繰越金により収支の調整を行ったところでございます。

本案につきましては、令和元年 11 月 28 日開催の第 2 回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

元号を定める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 31 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算」の名称を「令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算」とし、予算書における表記については、「平成 31 年度」を「令和元

年度」と読み替えるものとする。

令和元年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ557万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,965万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、平成31年度から後期高齢者医療の低所得者に対する保険料軽減措置5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準の改正及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の規定による保険料均等割りの軽減措置のさらなる上乘せとして実施してきました軽減特例9割軽減及び8.5割軽減を令和元年10月1日から段階的に本則の7割軽減とする見直しがされたことにより、保険基盤安定拠出金に係る分について所要の補正を講ずるものでございます。

以下、別冊の補正予算書に基づきご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

令和元年度 標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,199万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 議案第71号、令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告並びに異動に伴う給与費の増額と調整のための補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度標茶町下水道事業特別会計予算」とし、予算書における表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,238万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第71号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

引き続きまして、議案第74号、令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案第74号、令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費の増額と今年度人事異動に伴う給与費精査による減額及

び平成30年度繰越金による歳入の増額、それに伴う町債の減額、及び簡易水道事業費道補助金精査による減額補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度標茶町簡易水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計予算」とし、予算書における表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,843万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 簡易水道事業、補正前合計額7,700万円を1,360万円の減額をし、補正後6,340万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

12ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

変更後の計で申し上げます。当該年度中増減見込み額は補正前の額7,700万円に1,360万円を減額し、6,340万円。当該年度末現在高見込み額は補正前の額1億2,260万円に1,360万円の減額をし、補正後の額1億900万円です。

以上で、議案第74号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 12時57分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 議案第76号、令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費の増額及び修繕費の減額補正、前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度標茶町上水道事業会計予算」の名称を「令和元年度標茶町上水道事業会計予算」とし、予算書における表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度標茶町の上水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 令和元年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和元年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「5,024万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,797万1,000円」を「5,024万8,000円は減債積立金734万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,062万5,000円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

科目、1号、職員給与費、補正予定額、8万5,000円を追加し、計1,385万6,000円でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に3ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）で、変更となった項目だけの説明とさせていただきます。

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益から(2)減価償却までは、変更ありません。(3)引当金の増加額、賞与等引当金3万4,000円の増額でプラス4万7,000円。(4)長期前受金戻入額から(7)固定資産除去費までは変更ありません。(8)未収金の減少額553万円の増額で566万1,000円。(9)未払金の増加額、消費税及び地方消費税で164万6,000円の増額で、33万円。(10)前払金増加額は変更ありません。(11)その他、預り金及び前受金期首期末差引額で1万2,000円の増額で13万1,000円。(12)小計は、722万2,000円増の4,697万2,000円。(13)利息及び配当金の受取額と(14)利息の支払額は変更ありませんので、業務活動によるキャッシュ・フローは、722万2,000円の増額の4,076万1,000円となります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー、3. 財務活動によるキャッシュ・フローも変更ありません。

従いまして、4. 資金増加額は722万2,000円増のマイナス705万7,000円。

5. 資金期首残高は169万5,000円増の2億2,334万円。

6. 資金期末残高は891万7,000円増の2億1,628万3,000円となります。

6ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）（令和2年3月31日）でございます。資産の部。

1. 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地から、ホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は変更ありません。(2)無形固定資産、イ施設利用権で、無形固定資産合計及び固定資産合計も変更ありません。

2. 流動資産、(1)現金預金2億1,628万3,000円。(2)未収金683万7,000円。(3)貸倒引当金は変更ありません。流動資産合計は2億2,311万6,000円。資産合計は8億4,399万6,000円です。

次の7ページをお開きください。

負債の部。

3. 固定負債、(1)企業債から(3)修繕引当金、固定負債合計は変更ありません。

4. 流動負債、(1)一時借入金から(3)一般会計借入金までは変更ありません。(4)未払金223万3,000円。(5)前受金は変更ありません。(6)引当金、イ賞与引当金117万9,000円。ロ特別修繕引当金は変更ありません。引当金合計は117万9,000円。(7)その他流動負債は変更ありません。流動負債合計は3,182万1,000円です。

5. 繰延収益、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額及び繰延収益合計は変更ありません。負債合計は、4億9,254万3,000円です。

資本の部。

6. 資本金 3 億3,945万3,000円。

7. 剰余金（1）利益剰余金、イ減債積立金から、ハ当年度未処分利益剰余金までの剰余金合計は変更ありません。

資本合計は、3 億5,145万3,000円。負債資本合計は 8 億4,399万6,000円です。

2 ページをお開きください。

令和元年度、標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第76号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、保険事業勘定につきましては、人事院勧告による制度改正や職員の異動による人件費の増額、および保険給付費の実績による減額調整、また新たに介護職人材育成に係る資格取得助成制度として50万円を計上させていただき、総額で478万2,000円減額するものでございます。

サービス事業勘定につきましては、同じく人事院勧告に伴う制度改正や職員の異動による人件費の調整及び臨時職員賃金の不用額の減額などによりまして1,933万円を減額するものです。

なお、財源につきましては、それぞれ繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

補正予算書 1 ページをお開きください。

令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ478万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億8,033万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,933万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億4,964万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第75号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、収益的収入、支出それぞれ3,988万7,000円を追加し、総額を12億303万9,000円にしたいというものでございます。

資本的収支につきましては、収入を1億円追加し、総額を1億2万円に。支出を667万7,000円追加し、総額を1億3,938万8,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では給与費として人事院勧告、派遣医師報酬などにより2,676万8,000円の追加、経費として派遣医師経費及び修繕費で1,269万6,000円の追加、固定資産除却費で45万3,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき他会計補助金、負担金計で3,988万7,000円を追加し収支を整えるものであります。

次に、資本的収入及び支出補正ですが、支出では建設改良費の有形固定資産購入費として老朽化したセントラルモニターの購入費として667万7,000円の追加補正を行うものであります。

収入につきましては、一般会計に貸付している2億円のうち1億円の償還を受ける追加補正を行うものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和元年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度標茶町病院事業会計予算」の名称を「令和元年度標茶町病院事業会計予算」とし、予算書における表記については、「平成31年度」を「令和元年度」、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」とそれぞれ読み替えるものとする。

（総則）

第1条 令和元年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、補正予定量667万7,000円を追加し、

1,273万円とするものです。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額3,988万7,000円を追加し、12億303万9,000円に。
第1項、医業収益、補正予定額1,676万7,000円を追加し、7億1,186万8,000円に。第2項、
医業外収益、補正予定額2,312万円を追加し、4億9,117万1,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額3,988万7,000円を追加し、12億303万9,000円に。
第1項、医業費用、補正予定額3,988万7,000円を追加し、11億7,197万3,000円にするもので
す。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1億3,269万1,000円は過年度分損益勘定留保資金1億
3,269万1,000円」を「3,936万8,000円は、減債積立金5万6,000円及び過年度分損益勘定留保
資金3,931万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額1億円を追加し、1億2万円に。第2項、投資、
補正予定額1億円を追加し、1億円に。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額667万7,000円を追加し、1億3,938万8,000円に。
第1項、建設改良費、補正予定額667万7,000円を追加し、3,240万円にするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費、補正予定額2,676万8,000円を追加し、7億6,657万9,000円にするもの
です。

(他会計からの繰入金)

第6条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のと
おり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額2,232万5,000円を追加し、2億321万1,000円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額1,756万2,000円を追加し、4億3,644万9,000円に。

合計、補正予定額3,988万7,000円を追加し、6億5,599万1,000円とするものです。

次に、補正予算説明書によりご説明いたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、6ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。平成30年度決算を踏まえた内容となっ
ております。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは(1)当年度純利益から(15)利息の支払額ま

での合計は、補正前と比べ999万6,000円増加し、6,382万3,000円であります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは（1）有形固定資産の取得による支出から（3）他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べてマイナス607万円増加し、マイナス2,953万円であります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは補正前と比べマイナス1億円減少し、マイナス698万8,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は、補正前と比べ1億392万6,000円増加し、2,730万5,000円となります。

5 資金期首残高は、補正前と比べ798万円減少し、1億991万7,000円となります。これは平成30年度の決算の金額に基づくものです。

6 資金期末残高は、補正前と比べ9,594万6,000円増加し、1億3,722万2,000円となります。

次に、12ページをお開きください。

貸借対照表の補正後で決算を踏まえた内容となっております。

資産の部。

1 固定資産、（1）有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前と比較して115万9,000円減の15億9,437万6,000円。（2）無形固定資産は、補正前と同じ38万8,000円。（3）投資、補正前と比較して1億円減の1億円。

固定資産合計は、補正前と比較して1億115万9,000円減の16億9,476万4,000円となります。

2 流動資産、（1）現金・預金は補正前と比較して9,594万6,000円増の1億3,722万2,000円。（2）未収金は補正前と同じ6,000万円。（3）貯蔵品は補正前と同じ800万円。流動資産合計は、補正前と比較して9,594万6,000円増の2億522万2,000円です。資産合計は、補正前と比較して521万3,000円減の18億9,998万6,000円となります。

次のページにまいります。

負債の部。

3 固定負債

（1）企業債と（2）リース債務の合計で補正前と比較して、575万7,000円減の5億3,107万4,000円。

4 流動負債

（1）企業債から、（5）預り金までの合計で補正前と比較して48万7,000円増の2億2,880万円。

5 繰延収益

長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較して1,000円増の1億5,287万1,000円。

負債合計は、補正前と比較して526万9,000円減の9億1,274万5,000円となります。

資本の部。

6 資本金は、補正前と比較して5万6,000円増の9億8,393万4,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。

資本合計は、補正前と比べ5万6,000円増の9億8,724万1,000円となります。

負債資本の合計は、補正前と比較して521万3,000円減の18億9,998万6,000円となります。

次に4ページから5ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案については11月28日開催の第2回標茶町立病院運営委員会において、承認されておりますことを、ご報告申し上げます。

以上で、議案第75号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題8案は直ちに議長を除く11名で構成する「議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題8案は、議長を除く11名で構成する「議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 3時01分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第77号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第77号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、5番、熊谷君の退席を求めます。

（5番、熊谷善行君、退席）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第77号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

ます。

本案につきましては、議会議員から選出する監査委員の選任についてであります。経歴については割愛させていただきますが、住所は川上郡標茶町字虹別市街3丁目15番地、氏名は熊谷善行さん。生年月日は昭和27年1月29日であります。熊谷さんの人格は、高潔にて豊富な経験に基づく高い識見をもって、適正な行政事務の執行にお力添えをいただきたく、皆様にご同意方お願いを申し上げます。

以上で議案第77号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

採決は起立により行います。

本案について原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案同意されました。

休憩いたします。

（5番、熊谷善行君、着席）

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時05分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議員提案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎意見書案第17号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第17号は原案否決されました。

◎意見書案第18号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。意見書案第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ次に本案に賛成者の発言を許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（登壇） 私は日米貿易協定の中止を求める意見書案に賛成の立場から討論に立ちます。

日米貿易協定の承認案はほとんど審議らしい審議もされないまま、11月19日衆議院を通過し12月4日参議院でも可決されました。しかし、協定内容に関する政府の説明は矛盾だらけです。農林水産品の関税撤廃率は日本側が37%であるのに対し、アメリカ側は19品目1%に過ぎません。圧倒的にアメリカに言いなりの内容ではありませんか。

しかも日米共同声明では「両国は関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題について交渉を開始する意図である」と明確に語り、協定付属書には米国は将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求すると記されています。再協議に日本は同意しており、来年5月から本格的に交渉が始まるとされています。米国产輸入牛肉の関税率は現行38.5%から、協定発効後に一気に26.6%に引き下がります。再協議の中でバターをはじめとして乳製品の輸入枠の拡大を迫ってくることは間違いありません。

去る、10月27日に「日米貿易協定と食の安全保障、命と暮らしは守れるか」と題して東大の鈴木宣弘教授の講演がありました。その中で都府県を中心とした生乳生産の減少は加速しており、バター不足の解消どころか飲用乳が棚から消える時代が起るとまで言われました。

T P P断固反対といって、選挙で大勝した政権がいまや日本の農業の存続を脅かす政治に

まっしぐらです。この協定が発効されれば、まさしく本町の基幹産業である酪農、畜産業は壊滅的な打撃を受けることになり、地域の経済に測り知れない打撃を与えることになると思います。本町の酪農、畜産経営と経済を守るためにも私は日米貿易協定の中止を求めるべきだと思います。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（菊地誠道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案を、原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第18号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第18号は原案否決されました。

◎意見書案第19号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。意見書案第19号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第12。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題8案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第69号ないし議案第76号

○議長（菊地誠道君） 議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和元年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 3時17分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 6 番

鈴 木 裕 美

署名議員 8 番

深 見 迪

署名議員 9 番

本 多 耕 平